

特 28

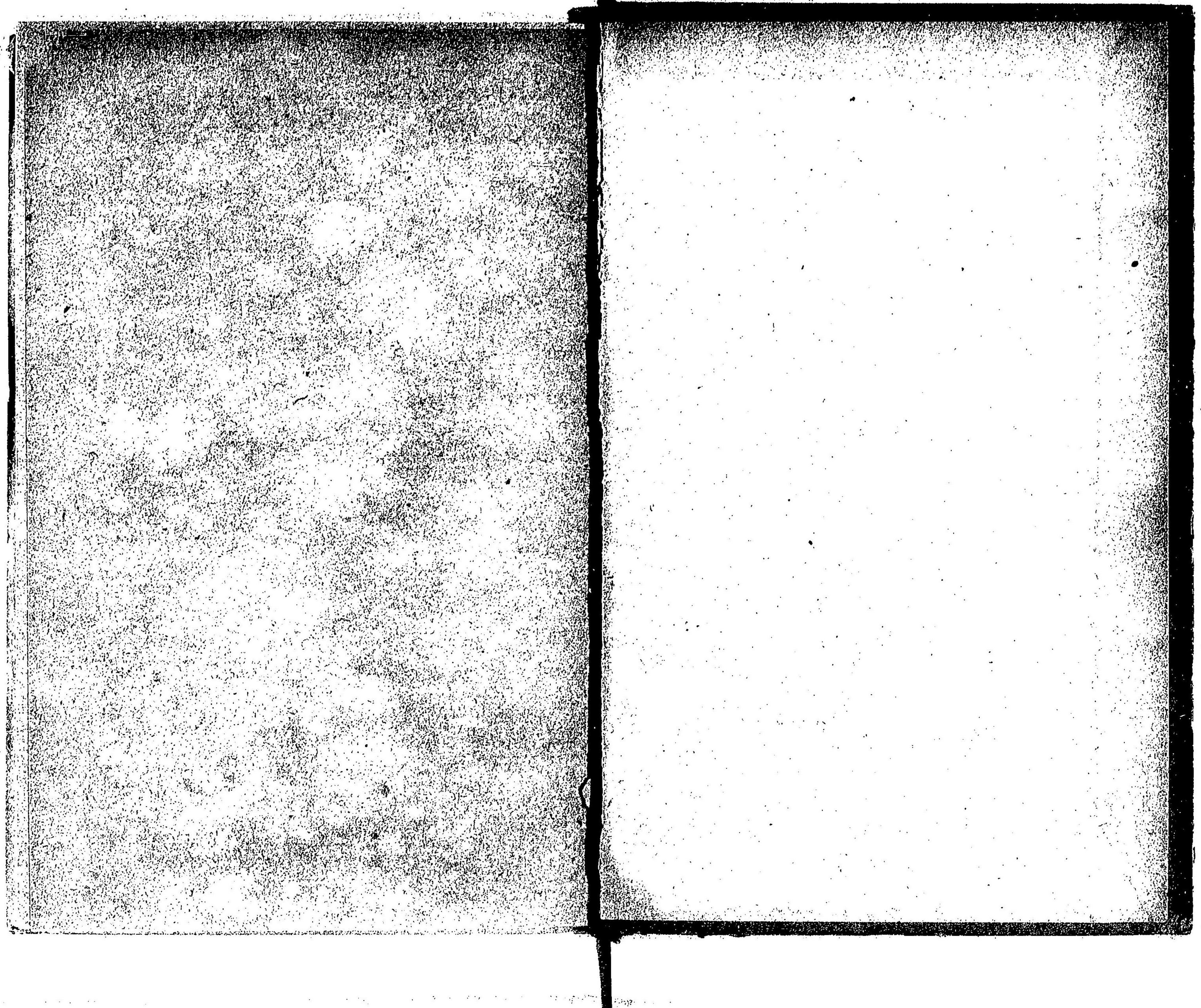
2361

249

增補
通
俗
憲
法
論

中島信行君題字
丸山名政著述

秩山堂藏版



特28
249

中島信行君題字

丸山名政著述

增補
通俗憲法論

秩山堂藏

版

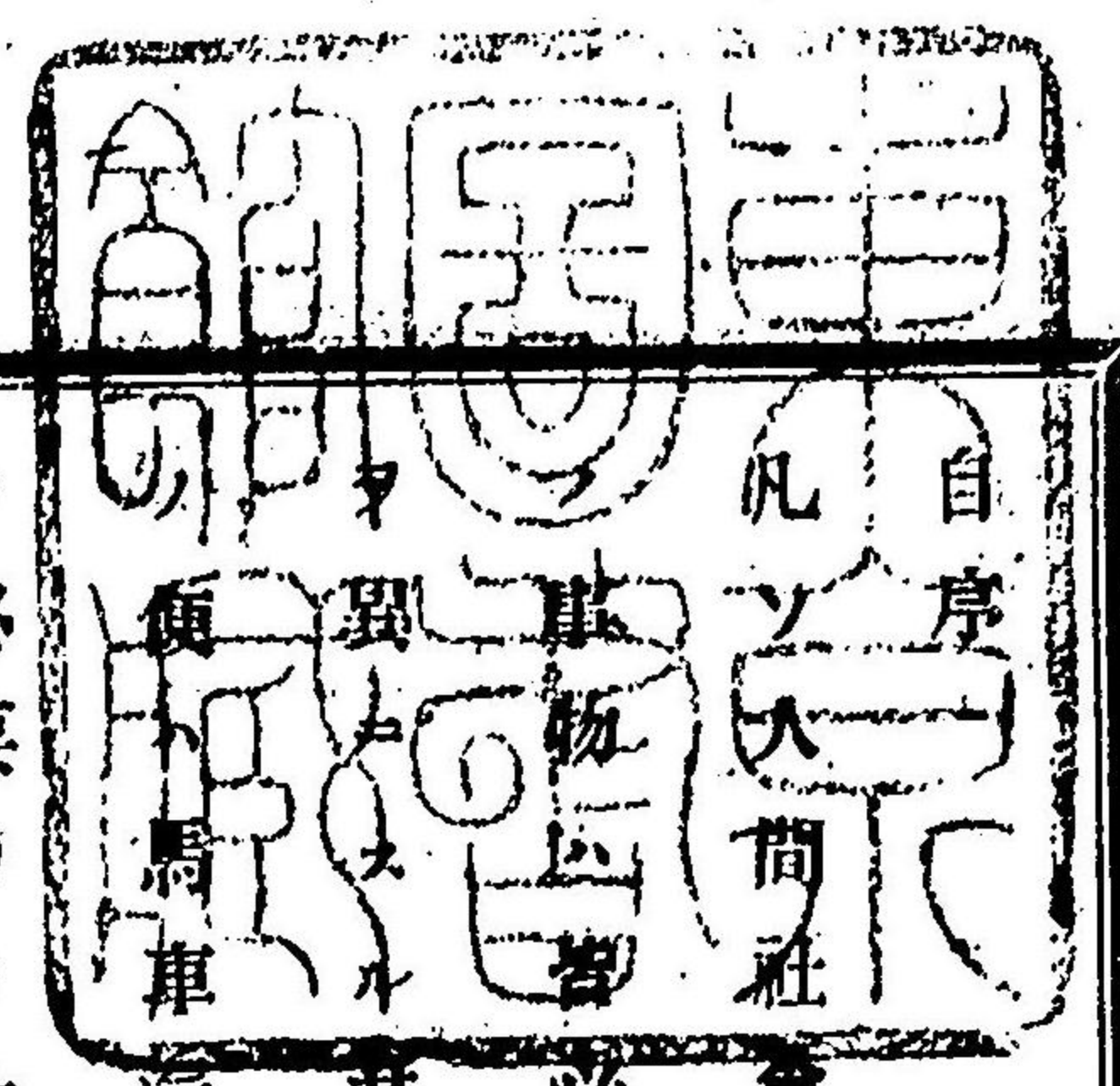
自然堂

自

由

之園

位行書



自序
 凡ノ人間社會ニ成立シテ吾人々類ノ生ヲ資ケ用ヲ充ス所
 其物ハ皆必要ヨリ生セサルハナシ蓋シ事物ノ性質效用
 ヲ異トスル其之ヲ要スルノ度モ亦タ異ラサルヲ得ス輿
 便ノ馬車瀛車ノ便ニ及ハス故ニ馬車瀛車ノ必要ハ輿
 ノ必要ヨリ大ナリ種ガ鳥銃ノ利ハ「スナイドル」銃ノ利ニ若
 カス故ニ「スナイドル」銃ハ種ガ鳥銃ヲ壓倒シタリ是レ則チ
 人世ヲ利用スルノ大ナルニ隨テ其必要ノ度モ亦タ大ナ
 ルノ理ニ基ク也「憲法」ハ國家ノ綱紀人民ノ安宅ナレバ其必
 要ノ大ナルハ多辨ヲ費サスシテ明ナリ其レ既ニ大ナリ矣

則チ其成立進歩ハ驟々乎トシテ速カナルベキニ實際ニ就
テ其沿革ヲ察スレハ全ク之ニ反スルノ跡アル也社會ノ成立
シテ治者被治者ノ別レシハ國ニ由リテ異同アリ年代亦タ
詳ナラサレド蓋シ二千年以前ヲ降ラサレベシ而シテ歐洲
憲法ノ起原ヲ尋ヌルニ稍ヤ其萌芽ヲ顯ハセシハ十二三世
紀ニ在リトス即チ今ヲ距ルニ僅ニ七百年ニ過キズ憲法果
シテ國家ノ綱紀人民ノ安宅ニシテ其必要大ナル歟國家一
日モ之レナカルヘカラス其成立宜ク社會ノ成立ト時ヲ同
フスヘキ筈ナルニ社會成立以後數百年ヲ經テ始テ其萌芽
ヲ見ルノミナラス其進歩モ亦タ太ダ遅々タルハ抑モ何ソ

ヤ「電氣蒸氣ノ發明ハ僅々百年前後ニ係ルモ其需用ハ廣ク
全地球上ニ普及セリ蓋シ憲法ハ除害ト増利トノ二質ヲ兼
テ電氣蒸氣ハ唯タ増利ノ一質ヲ備フルノミナレバ其必要
ノ度ハ憲法ニ大ニシテ電氣蒸氣ニ少ナルヘキニ世ノ顯象ノ
全ク之ニ反スルハ抑モ何ソヤ「噫余之ヲ知レリ憲法ノ成立
進歩ヲ妨害セシ者一ハ文化ノ未開ニ基クヘシト雖モ抑モ
王者ノ擅權之ガ大原因タラスンバ非ス蓋シ王者ガ威力ヲ
恃テ人民ヲ抑壓シ國土ヲ專有スル其來ル久シ昔者未開ノ
世ニ在リテハ普天ノ下率土ノ濱一物モ王者ノ有ニ非ルナ
ク暴戾殘虐亦至ヲサルナシ憲法ハ王者ノ擅權ヲ殺シ人

民ノ福利ヲ増進スルモノナレバ未開擅横ノ王者ガ其成立
 ナ妨ケ其進歩ヲ害セシハ寔ニ故アルナリ余是ニ於テ乎未
 開擅權ノ世ニ生レスシテ十九世紀ノ今日ニ生レシヲ喜ブ
 亞細亞列國ノ形勢ヲ察スルニ人智稍ヤ開ケ文化日ニ進ム
 ト雖モ憲法ノ如キニ至テハ未ダ其萌芽ダモ見サルコ方リ
 獨リ我日本ノ卓然衆ヲ拔ンテ之ヲ建立制定スルノ運ニ向
 ヒシハ實ニ日本人民ノ他ニ對シテ誇ルコヲ得ル所ナリ余
 是ニ於テ乎亞細亞ノ大陸ニ生レスシテ日本ノ孤島ニ生レ
 シヲ喜ブ歐米ノ憲法ハ其創立ノ時ヨリ今日ニ至ルマデ實
 ニ幾多ノ年月ヲ費セシノミナラス亦ダ幾多ノ鮮血ト貨財

トヲ費セリ我日本ハ之ニ反シ彼レガ辛苦シテ得タル美結
 果ヲ一朝無事ニ収得セントス是レ我政府人民ノ進取ノ氣
 象ニ富ムノ致ス所トハ云ヘ畢竟十九世紀ノ氣運之ヲ促ス
 ニ由ラズンバアラス余嘗テ通俗憲法論ヲ著セリ爾來時勢
 日ニ進歩シ大詔亦タ降下シ憲法制定ノ機愈ヨ將ニ熟ヒン
 トス因テ曩ニ著ス所ノ者ニ就キ稍ヤ補訂ヲ加ヘ再ヒ世ニ
 公ニス斷篇雜稿モ以テ世人研究ノ一助ニ供スルヲ得ハ余
 ノ幸何ソ加ヘン

明治十六年七月

淺嶽 丸山名政識

通俗憲法論

九山名政著

第一章 憲法の大意

憲法とは如何なるものなるやと問はんに國の綱紀と云ふ義にして政府と人民との權利義務と明かに定めたる約束と云ふなりされは政府は何々のことは爲し得べきも何々のことは行ふべからず人民は斯く々々のことは行ふの權利あれども斯く々々のことは行ふべからずなど云ふことは皆憲法に載するなり之を詳しく論述せば數十冊の書物と成すことを得べきも茲には先づ其大畧を記すのみ然れ

二
とる憲法と真正に論ずるには先づ國家の成立主權の所在及び法の意義を明かにせざるべからず

第一節 國家

(第一) 國家の意義

國家とは政府ある社會と稱するなり乃ち法制秩序の稍や備りたる社會と稱するなり故に國家は左の要件を具備せざるべからず

第一 主權即ち最上不羈の權を有すべき事

第二 結合の人員僅少ならざる事

第三 結合の目的正當なるべき事

第四 結合の時間永久なるべき事

第五 若干の土地と所有すべき事

右五ヶ條の一を欠くときは國家と云ふを得ざるなり乃ち全く主權を有せずして他國の隸屬となる所の者は國家と稱するを得ず、結合の人員三人若くは五人の少數なる時は縱令他の諸件を具備するも國家と稱するを得ず、彼の盜賊を行はんか爲め結合するが如き不正の目的を以て出づる者は國家と稱するを得ず、國家解散の期限あるが如き者は國家と稱するを得ず、土地を有せずして海上に漂泊し或は沙漠上に轉住する者の如きは國家と稱するを得ず、スペンサ

一曰く國家は相互保護の爲め、隨意に結社せし人なりと
 ナスミツス曰く國家は一地方の人民協同の力に因りて各
 自相互の安寧を保護し幸福を増進する爲め、結合せる獨
 立社會の謂なりとブルンチユリ曰く國家は猶ほ一大人
 身の如し故に必ず不羈ならざるべからず、十分の威力を
 備へざるべからず、至高の位を占めざるべからず、唯一なら
 ざるべからず、要するに國家は必ず主權を掌握せざるべか
 らず云々とオースチン曰く獨立政治社會(著者曰く即ち國
 家)とは其社會の大略共に明定せる一主權者を戴て服從の
 習を成す事、及び其主權者は他より明定せる長上を戴かざる

事との二件を備ふるにあり簡略に其義を述べれば明定せ
 る長上、他の相似たる長上より服從するの習を成さずして其
 社會の大略其長上より服從するときは其長上は其社會の中
 に主權者にして其社會は(其長上を合して)之を獨立政治社
 會と云ふなり云々と

國家に要する所の元素を細うに分つときは前に掲けたる
 五ヶ條に歸すべしと雖も約して之を云へば國家とは定り
 たる治者、被治者、あり、法制、秩序、ある、不羈、獨立の政治社會を
 指して云ふなり

(第二) 國家の成立

抑々大古人民の未だ繁殖せざりし時に於ては唯だ木皮獸毛を身に纏ひ土窟巖陰を家となし魚鳥と捕獲して漸く生命と維くのみなれば固より何屋何兵衛と稱する名もなく家もなく隨て國家と稱するものもなかりしなり其れより人智次第に開け耕作牧畜等の業起るに従ひ各地の言語風俗と同ふする人民相集合して一部落を爲したり始めの程は此部落と部落とが互に相争闘して絶ゆる日なかりしが其中にて最も腕力の強き者と弱き者と制服併呑して自ら國王となるあり或は人民各自が強暴者と防らん爲めに威徳あるものを推尊して國君となすあり之と國家の起元と

なす

國家の起原に就き或る學者は之を社會の契約と成れりとなす者あり或は神造に出づると爲す者あり其社會契約説と唱ふる論者の言は曰く人民の始めて生ずるや治者被治者の別なく制度法律の設なし然れども世の變遷するに従ひ人民公共のと起れり是も於てか各自の自由權利の一分と殺ひで之と一人若くは數人に與へ以て人民公共のことと司らしむることを約し人民亦其命令に服従すべきことを約す是れ即ち國家の起元なりと余と以て之を見るは此説決して取るに足らざるなり何となれば斯の如き契約は如何

なる人が如何なる時代も如何なる場處に於て結びしか歴史上毫も證據とすべき事蹟なければなり又た神造説を主張する者は曰く天地万物は皆上帝の創造する所なり故も同家の如きも皆之れ上帝の意思に依りて成立せし者なりと之れ甚だ奇怪千萬の説なり抑も世も果して上帝なる者あるか天地万物は果して上帝の創造も係るや否やは宗教上のとよして余輩學者の知らざる所なり況んや國家の成立と以て神意も出ると爲すか如き漠然たる事をや是れ皆な空想も過ぎざるなり

故も國家は威力ある者若くは徳望ある者が自然人民の尊

長となり人民の争を判断し積んで習慣故例となり其威勢漸く盛大に赴き遂に文武の大權を掌握するより起りし者なり唐の抑宗元嘗て曰く封建は勢なりとスペンサー曰く社會は人の故意に成らすして自然に起りしものなりと余も亦た曰く國家の起原は自然の勢なりと

(第三) 國家の目的

國家結合の目的は正當ならざるべからざることは國家の意義を述るに當りて其の要件の一も算入したり國家の目的にして正當ならざれば其害や國を毒し民を病しめ終に滅亡するに至るべし其例証は古今内外の史上に明瞭なる

所なり借て國家の目的は何故に正當ならざるべからざるかと云ふことを尋ねるには先づ國家を結ぶ所の目的は何かにあるかと云ふことを知らざるべからざる蓋し國家と結ぶ所の有様即ち國家の成立は前にも述べし如く腕力の強き者、智識の大なる者、徳望の高き者等が衆民を制服し若くは衆民の推尊に依りて君主の位と占領せたとにて當時必しも國家と結ぶ所の目的は正當なるべしと明約したることもなく又た國家の職務は人民の安寧幸福を増進し禍患災害と防禦するにありと約束したることもなく唯た自然の勢にて治者ととなり被治者となりしことなれば國家と

結ぶ所の目的の如きは其成立の當時にありては未だ定まらざりしや明かなり然らば則ち國家と結ぶ所の目的は終に之れなきうと云ふに決して然らざるなり國家と結ぶの目的は當時明かに定りしことなきも人民各箇の天性に於て暗に其目的の定まりしや疑を容れず抑も國家の元素は一人一個の人類なり故に國家の性質目的と知らんと欲せば先づ人類の性質目的を究めざるべからず人類の性質目的にして壓制束縛と喜び自由自主を嫌ひ常に卑屈奴隸の悲境に沈淪するを希望する者ならば國家の性質目的も亦た斯の如く斷定せざるべからず若し又

人類の性質目的として自由自主を好み壓制束縛を嫌ふ者ならん國家も亦た此心を以て心とすべきは自然の天法と謂ふべきなり

今人類の性質と究めんとせば先づ之れより下等と位する動物の性質より論究すると肝要とす

抑も人類と除き他の動物中に於て最も智識の優等なる者の獸類にして鳥類蟲類之に次ぎ魚介の如きは最も劣等に屬するものなり総て是等の動物は唯た單一なる智覺を有するのみとして毫も智識理想と有することなし然れども亦た此智覺を依りて危害と避け安逸を就くことと知れり

故に人の來て之と捕へんとする者あるときは夫の最も劣等の動物なる魚介の如きすら鱗を振ひ体と縮めて水底に潜匿す抑も是れ何の故ぞや即ち魚介にも亦た危害と避けて安逸を就くの性情あるが故に通れて以て自衛の性を取るのみ、魚介にして既に自己の危害を防禦するの性ありとせば萬物の靈長と稱する人類にして豈に此性なきを得んや蓋し他の動物が有する所の希望は唯だ肉体の快樂を得んとするに過ぎず此快樂とても唯だ食、交合、逍遙自在等の數者に過ぎざれば我々人類の眼より見るときは實に憐れ果敢なき快樂なりと評すべき程なるも尙此希望を妨害さ

る、に遇へば彼れ身を奪つて之と脱せんとするなり、以て是等の動物も自衛の天性を有するべし、人類が有する所の希望は決して他の動物の如く單一ならず彼の食、交合、逍遙自在の快樂のみにあらざるなり其肉躰の快樂中もありても種々様々の快樂あり又其無形の快樂即ち精神の快樂に至ては實に吾人々類の特有する所なり是等の快樂は人々に因りて其種類度量と異にするも快樂を受くるの一步も多からんと欲し苦痛を受くるの一分も少なうらんと望むは天下萬人一轍と出づる所の通性なり人類已に此通性を有せりとせば此性を伸達するの手段を求め、若くは

此性を侵害するものを除去する方法を講究するは人類固有の権利と謂ふべし之れを要するに人類の天性は自主自由を喜び壓制束縛を厭ふものなり故に此天性を反する所の法則は人類の目的と達する手段とあらざるなり故に此法則は人類を支配するの繩墨とするは足らざるなり人類の目的斯の如しとせば人類より成立たる國家も亦た此目的に反すべからず故に余は茲に斷じて言はんは國家と結ぶ所の目的は當初漠然として定まらざりしも人類の天性既に快樂を好み苦痛を嫌ふ者ならば國家は此目的に因りて結合せられたりと假定せざるべからず國家を詰

ふ所以の目的既に此にありとせば國家の目的も亦た幸福
 (快樂)を保ち禍害(苦痛)を除くにあることと配臆せざるべからずと

左れば政府よして若し此目的よ背かば人民は政府よ對して之を責むるの自由を有し人民よして若し此目的よ背くば政府の之を罰するの權を有するは當然なりルソーの社會契約説は余斥けて之を取らざれども彼れの言よ政府は元來人民の思想よ依て成立ちたるものなれば之を稱して人民思想の反射と云ふも可なりと云ふか如きは人民の固有權理を論するよ就ては敢て棄つべからざる言なりオ

オーステンも亦た嘗て「人民の大略現立の政府を厭惡せば其政府は宜しく存立すべからざる者なり」との説を評して此説は幾んど是よ庶からん何となれば開明の民よして其政府を厭惡する者ハ之を以て政府眞に瑕疵ありと斷定するよ足ればなり」と云ふて人民の權利を認めたり然れども氏は非開明の民即ち無智の民が猥りに此權利を妄用するよ恐れて左の言を添へられたり曰く然れども(中略)各社會の民未だ文化充足なるの地位よ至らず其民現立の政府を好惡するは以て政府の善惡と定むるに足らざる者甚だ多し云々」と是れ蓋し此權利を行ふべき社會に在て之を行ふ

は敢て不可とす可も非されども無智の暴民が猥りに真正の政府に對えて革命を行ふは不可なりと云ふの趣旨なり
 プリンチプは國法を變革するもは改正と顛覆との二者あると説き且つ顛覆を非とし改正の手段は依るべきと論じて曰く「顛覆なる者は或は暴に國憲を殘敗し或は暴に正理を毀壞する者なるが故に決して法に合する者もあらず云々」と然れども其末段は至りて曰く「天下の公利公益將は泯滅せんとするに至れば己を得ざるの權利を施行せ以て切要の改革と遂げざるべからず云々」とアンマアク人ニ
 「ナールは大に保守と旨とせる人にして嘗て佛國大革命

の變と聞き大に悲歎せしことありたれども亦た「己を得ざる事」敢て指令を知らざ」と云ふ語を評えて曰く苛酷殘虐の政令を受けて恣に殺戮せられ百方すれども遂に免るゝこと能はざるに至れば是れ實に己を得ざるの時と云ふべし」と以上陳述する所を以て見れば國家の目的は益々人民の權利自由を保護するも外ならざるを知るべし
 第二節 主權
 前節に於ては國家の目的は社會の平和を保ち人民の權利と護るにあることを述べたり本節は於ては此目的を達するの力即ち主權に就て論すべし

抑も國家の目的は自然に達し得べきも非ず必ずや之と達するに足るの力なかるべからず主權は即ち之を達するの力なり人の身軀又は頭腦ありて全身を支配し人の家又は主人ありて一家を統治す國家に主權あるは猶ほ人よ頭腦あり家に主人あるが如しリバー曰く主權なる語の國家に於るは全能なる語の上帝に於るが如しと故に主權は其國の最上地に位して其尊嚴を保持ざるべからず其唯一を失ふべからず若し主權にして他に隸屬するか又は分割せらるることあらば其働の消失を必し
主權の所在如何と云ふことハ世の學者も種々の議論を費

せり今其說の大要を擧げん第一說に曰く如何なる政體と問はず主權ハ人民にあり何となれば民ハ國の本なればなりと第二說に曰く主權ハ正理にあり何となれば主權ハ常に正理に支配さるゝ者なればなりと第三說に曰く君主政體の國に於てハ主權君主にあり民主政體の國に於てハ主權人民にありと此諸說皆な非なり請ふ簡單に其理由を述べん
第一說の駁議。民ハ國の元氣なり民を棄て、國あるなし民の意思は法律の因て消長存廢する所以なれば人民を以て主權の総攬者となすは一應理あるが如くなれども是れ主

權の本質を解せざるの言なり抑も人民各己は主權の元素にして此元素の凝集して一形体を爲して働く者を主權とは云なり主權は分散して用を爲す者にあらず集合して用を爲す者なれば(第一)其集合點なるべからず(第二)實際其働を爲すの力なりるべからず然るに今主權は人民にありと云ふときは漠然として其集合點を知る能はず況んや其働を爲すの力とやボヘモエリ曰く人皆な欲する所と爲すを得可き國に於ては一人として欲する所と爲すことを得べき君主なき國は人皆君主なり人皆君主たるときは皆な奴隸たらざるはなしと實に主權にして人民に在る者ならべ

一國の政治は人民各己の意思に隨て異とにせざるべからず斯の如くにして皆主權を有するの日の皆な奴隸たるの日ならん或の辭と爲して曰ん「主權人民にありと云ふの人民各己に於て之と分有するの故にあらず人民より成立せる社會之と有するなり」と社會が主權と有せりと云ふの取も直さず國家之と有せりと云ふ者なり國家之を有せりと云ふの取も直さず政府之と有せりと云ふ者なり政府と人民との其物を異にせり政府の人民を統治するの權力を有する者なり人民の此權力に従ふべき義務を有する者なり故に主權社會にありと云ふの語の到底人民にありとの

意に解すべからず且夫れ主權とい一國の統治權を云ふなり人民ハ被治者なり被治者にして統治權を有することハ萬々能ハざる所なり

第二説の駁議。主權とい集合して働く力を云ふ者なれば正理にありとは云ふ能ハざるべし何となれば正理なる語ハ事物ニ與ふる名稱として物と使用する力なき者なればなり主權ハ正理を離れては到底成立するを得ざれども正理其者は直ちに主權を把持すると得ず故に正理ハ到底主權の所有者と云ふを得ず

第三説の駁議。第三説は字義に拘泥して其實を看破せざる

の説なり君主政体と雖ども必ずしも主權君主ニ在りと云ふべからず現ニ英國の如きは主權君主のみニあらざるなり又た民主政体の國なりとて主權人民にありと云ふを得ず何となれば主權とは統治權として人民は被治者なればなり(民主政体の主權人民にありとの説は第一説の駁議ニ於て已に破れたれば敢て茲に贅せず)

斯く三説を駁し了りて茲に余の持説を開示すべし余は主權を以て制法の權なりとなす者なり故に如何なる政体ニても制法權を有する者は主權者と稱して可なり君主專制國の制法權は君主之を有するが故に君主は主權者なり立

憲政体國の制法權は君主と人民の代議士と合同したる國會に於て之を有するが故に國會は主權者なり共和政体よ
 於ては國會之を有するが故に國會は主權者なりウオルト
 ン曰く主權とは法律を制定するの權力を云ふとブラツク
 ストーン曰く主權とは法律を制定すると云ふ意味を顯は
 す者とすと

之を要するに制法權は主權なり主權は全國統治の大權な
 り、全國統治の大權は國家の目的より出づ、國家の目的は國
 家の元素たる人類の目的より生ず、人類の目的は天賦の性質
 より來る、人類天賦の性質は自由を好み抑壓と嫌ふ者なり

故に制法の權は抑壓を避けて自由に因らざるべからず

第三節 法

法律は命令の一種なりとはオースマン氏が法學の區域を論
 ずるに就て第一に論出したるの言なり余は此說に服する
 ものなり蓋し法に數種あり例へば神の法道德の法制作法
 等の別ありと雖も世に所謂法律と稱すべき者は制作法の
 一あるのみ而して制作法には必き命令の質を帯ぶると要
 す命令には左の三條件あかるべからず

第一 命令を爲と者

第二 命令を受くる者

第三 之に背く者に與ふる罰

又た法には公法私法の別あり公法とは國と國との關係及び政府と人民との關係と定むるものなり私法とは人民と人民との關係を定むるものなり即ち

| | | | | | | |
|--|------|-----|-----|----|----|-----|
| | 萬國公法 | 憲法 | 刑法 | 民法 | 商法 | 私法 |
| | | 治罪法 | 訴訟法 | 民法 | 商法 | 訴訟法 |

右の如く區別すれども萬國公法憲法等は之と法律と云ふ

と得ず是等は唯道德の法として見るべきのみ何と云へば
 一國若し萬國公法に従はざるも之を罰するの法律なく國
 王若し憲法を破るも法律上之を責むるの裁判所なければ
 なり
 凡て法律は國家の目的と違するが爲めに設くる所の者な
 り而して憲法は其中に就て最も貴重すべき者なり
 著者曰く國家主權及び法等のことと論ずるに就ても成
 るべく通俗の語を用ゐる解し易からしめんと欲すれども
 如何せん其事たる政治學の本原蘊奥に屬すると以て兎
 角難解の字句あると免れず看客之と諒し玉へ

第四節 憲法の性質種類效力

既に國家の意義、成立、目的を知り且つ主權の性質所在を知り又た法の性質種類を知れり茲に至て始めて憲法のことを談ずべきなり、ブレンナユリ曰く國家は憲法ありて始めて其全体の規則定まるを得以て能く其權利を保存するを得るなり故に能く其權利を明確にする者は獨り憲法のみと此語以て憲法の必要貴重なる所以を評し得て妙なりと謂ふべし

憲法は成文憲法不文憲法の二種あり成文憲法とは一々其制度の箇條を記き列ねたるものなれば一目して能く解と

ることと得不文憲法は之に反し古來の習慣にて自ら定り居るものを云ふ

又た立君國にては國約憲法欽定憲法の別あり國約とは人民と政府との協議に成る者を云ひ欽定とは君主の制定せられたる者を云ふ

成文憲法と不文憲法とは孰れか利なるやと問はん余は成文憲法と以て尤も善良なるものと思ふなり如何となれば凡る物の間違は兎角曖昧より生ずるものなり不文憲法は古よりの慣例と任するものなれば若し人民と政府と權限の争ひなどあるときは理屈の付け次第にて政府の理

ともなり人民の理ともなることあり故に政府の基礎を固
ふし人民の幸福を増すには是非とも成文憲法となさざる
べからず然れども成文憲法のみよては未だ充分と云ふを
得ず之に加ふるに國約を以てして始めて其美を見るべし
蓋し憲法は政府と人民との權利義務を確定するものなれ
ば例へて云ひ、約定書○の如きものなり今甲と乙と共に五
百圓づゝ出し合ひ生糸商業を爲さんとするときは必ず其
利益の割合を定むるならん又甲乙丙丁戊の五人が各々金
と出して一つの物産會社と設くるときは必ず其社の規則
を編制し頭取支配人會計庶務の役員より物産の製造利益

の分配等に至るまで悉く此の中に明記するならん人の此
の世に生れ來るや孤立して毫も他人に關係せず世を渡り
得べきにあらず彼のアリスト○ト○ト○トが人類は交社の動物
なりと云ひし如く是非とも他人と交際すべきものなり既
に他人と交るときは必ず他人に對して爲すべき義務あり
又爲さしむべき權利あり此の權利と義務との區域を定め
たるものを民法と云ふ一國に民法なく一會社に規則なく
甲と乙との商法に約束なく必ず大悶着と生ずるなるべ
し故に國民相互の間には民法なかるべからず會社の中には
規則なかるべからず甲と乙との間にハ約束なかるべから

人の社會に立て事と爲すや必ず約束によらざるべからざるものどせば政府の人民の爲めよ設くる所の一の大なる物体なれば此の大物体と國民との間も關係ある權利義務と定むる憲法も亦た約束にせざるべからず然るに成文憲法は唯文に記したる憲法と云ふ義なるが故に政府の手にて起草したるものも成文憲法なり故に憲法は成文となし且つ國約とすることを最も善き方法なれば何故に國約憲法を利ありとするかと云ふ前に述べし如く政府は固く人民のために設けたるものなれば人民の幸福を計るを以て其

職分となすべき等なるに世の政府は往々其職分を守らず人民を壓制して其權利を傷くるものあるが故に遂に憲法と立て、政府の爲すべき權利はこゝ迄なり人民の行ふ義務はこれ迄なりと分界を定め其の壓制を防ぐに至れり憲法を設くるは國家の目的と達するよあり即ち人民の權利自由を鞏固ならしむるにあり去れば憲法中にて第一に論ずべきは國會の事なり憲法中には必ず國會の組織を記るしあれば國會の事を知らんには先づ憲法の性質と知ると緊要とす

國會は何の爲めに設くるやと云ふに諸般の法律を制定し

政府の歳出入等のことを議定せんが爲めなり元來法律なるものは政府の爲めに設くるものにわらずして全國人民の爲めに設るものなれば人民が好む所の法律と立つることを政府の職掌と云べけれ政府の官吏のみは立法權を與へ置くときは如何なる法律と制定さるゝも之に向て苦情を鳴らすことを得ざるに付豫じめ政府が立てんとする法律の草案と國會へ受取り全國人民の代議士が之を議定し皇帝又は大統領の認可を経て初めて法律とするなり又政府の歳出入と議するは最も大切のことなり政府は人民が出す所の租税にて立つものなれば其任拂と國會にて吟味す

るは當然のこと、知るべし故に人民の代議士が國會に出で、政務を議するの權利を名けて參政の權と云ふ吾人の身体は吾人の所有なり吾人の心も亦た吾人の所有なり我が思ふ儘は歩行進退し我が思ふ所を口に言ひ筆に記るすは吾人の自由權利なり然るに往昔の政府は人民を勝手次第に捕縛して獄中に繋ぎ其言はんとし書かんとせるとを恣に禁するか如きとありしは歴史上に照らたり政府一度の法と出せば人民の身体は既し罪人となり政府一度の令と布けば人民の財産は己の罰金と變する所以のものに畢竟人民が常々自由權利と重んぜざるが故なり若し自

由權利だも享有せば不當の罰金を受くるも及ばず不正も
 拘留さるゝに及ばず社會と害せざる以上は自由も演説し
 自由も筆記するも決して罰せらるゝとなし此の尊き自由
 權利と確と我身も所有せしむる者は憲法なり故も憲法の
 壓制と防ぐの門戸とも云ふべき大切なる者なり人若し門
 と鎖せんば必ず盜賊の患あらん然れども如何も盜賊な
 りとて家内の財産と残らず持ち行くともあるまじ良しや
 悉く持ち行くとも家と身体丈けは残すなるべし然らば盜
 賊の憂は恐るべしとするも政權濫用の恐るべきも比ぶれ
 ば九牛の一毛なり嗚呼世間の人は門戸を鎖して能く竊盜

を防ぐとぞ知るも未だ憲法と設けて政權の濫用と防ぐと
 を知らざるの愚も亦甚たしからずや
 憲法の貴重なること斯の如くなれども其効力を究むれば
 唯だ道徳と待て行はるゝも過ぎず(此事ハ前節も載せたり)
 夫の刑法民法等の如きは義務者若し其服従と怠るときは
 後ろに刑罰なるものありて之れを責むれども憲法に至て
 は然らず國君若し之も違背するも國民は道理上より之と
 論らふも止り法律上之と責むるを得ず良しや憲法の明文
 上より之を責むるの權と有せりとするも道理に訴ふるの
 外は之を受くるの衙門なれば國王若し兵力も藉りて之

を拒まば其權利も亦た効なかるべし例へば英國ジョン王の時有名なる大憲章^{マグナカルタ}と以て君民間の權利を確定し憲法の基址大に定められり該法の末章に曰く朕以上は盟約を成る所のものは毫も惡意を挿むことなく誠意誠心之を遵守すべきことを全國の諸侯と共に盟誓するものなり前書の証人の目前に於て即位十七年七月十五日グロインドルトステインとの間ランネー^{ランネー}と稱する牧野に於て朕自ら之れを全國諸侯に賜ふと其後チャールズ一世此等の法を破て用ひざりしかば英民は己を得ず權利の乞願^{ペテリオン}と稱する書を擲げて漸く其裁可を得たり其書の末段に曰く以上數項

に記する所は臣等國の習慣法及び議定法に從ひ臣等固有の權利自由として皇帝陛下に乞願す臣等猶ほ伏して敬聖文武なる皇帝陛下に對して乞願する所あらんとす其餘項たる左の如し(以下略す)(勅答)朕爾等の乞願を嘉納し國議院の會堂に於て悉く之を批准し將來之を遵守せんことを誓ふと然るにチャールズ王又た此憲法を破り人民を壓制せしむば英民終に起りて之を弑したり其後セームス二世世再び從來の憲法を破壊したりければ英民之を逐ひ和蘭のオランダ公ウイリアムを迎立し且つ有名なる權利法典なる者を制定して漸く人民の權利を全ふしたりチャール

ス一世及びセームス二世は憲法を遵守すべき義務あれども
 も毫も之を守らざるの時に至れば英民は訴ふべき裁判所
 なく遂には其違犯者なる王の良心を訴ふるが然らざれば
 兵力に訴へて之を倒すの外なし若し王の良心之を容れず
 兵力又た敵する能はずんば英民は復た之を如何ともする
 こと能はざりしならん故に英國憲法の如きは實に國王の
 道徳に依りて維持さるゝ者と云ふべし
 故に憲法なる者は決して法律上刑罰の力を借りて行はる
 るものにあらず全く道徳の力に依りて其働を爲すものなり
 之を譬ふるは憲法は猶ほ樹木の如く道徳は猶ほ土壤培養

の如し樹木は土壤培養に依りて其生を保ち憲法は道徳心
 に依りて其效を見かなかり

第二章 英國憲法の大綱領

現今歐米各國の政府には皆憲法あり然れども其起りと尋
 ぬるに一千三百年代英國ヤモン王の時に始まれリヤモン
 王專恣にして人民を壓制せしかば人民大に怒り王に迫りて
 マグナカルタと云へる大憲章六十三ヶ條を得たり是れ即
 ち英國憲法の基礎なり此時に當り佛蘭西獨乙西班牙等の
 諸國は皆封建の制度にて國王擅制を極めて人民は牛馬の
 如く使役せられしに憲法など云ふことは夢にだも知ら

寧りし然るに近隣なる英國人民が大憲章を得て自由の身
 となりたるを聞見し大に羨望の念を生じ同じ人間よてあ
 りながら英國人民はわの様に自由を得たるに引き替へ我
 々は斯く壓制の下に苦めらるゝは慨然しきことなりとて
 各々氣を勵まし或は英國の書を讀むもあり或ひは英國に
 到りて自ら其政体を實見するもありたり斯くて年月と經
 たる後英國の自由は遂に海峽と越へて歐洲の大陸に侵入
 し再び大西洋を越へて米國に渡れり方今西洋各國に於て
 共和政体と立憲政体とを問はず皆憲法を制定して國民の
 權利自由を保護するの城廓となす様になりたるは皆其源を

英國に取らしものなり故に余は英國憲法を細かに論せん
 とすれども冗長に涉らんことと恐るゝ故に歐洲の學者
 が英國憲法の大要旨なりとする所のものと擧げて其意義
 の大略を述べん

英國憲法中の大眼目とする所は左の五ヶ條に在り

(第一) 英國政府は貴族及び人民の代議士より成り立つ所
 の議院と召集し且つ之れを詢議すべき責と有する
 有限權力の世襲帝王よ因で立つ

政体は種々の區別あり立君獨裁と云ひ貴族專治と云ひ立
 憲政体と云ひ共和政治と云ふ其政体の種類は依りて憲法

の組み立と異なす故に先づ政体を取極むると以て憲法と定むるの基礎とす此條ハ英國の政体と取極めたるものなれば憲法中最も緊要のものなり本條ハ世襲帝王よりて立つとあるよりて見れば立君政治と云ふとは明りなれども立君獨裁のとやら立憲政体のとやら分明ならざるが故に有限權力の四字と添へて立君獨裁とあらずして立憲政体なること明示したり余思ふに君權ハ是非とも限りを立てざるべからず其故如何となれば君主が無限の權力を有する程世は恐ろしきものあらば其昔に封建時代の君主の皆無限權力のものなり支那の學者が普天の下王土は

あらざるなと云ふ途方もなきことと云ひしは昔國王の權力の限りなきものと心得違ふ因るなり前章にも述べし如く國王の權力は限りなく何如なることなすも勝手次第なりとせば若し茲は一つの國王ありて限りなく租税を取るも之は従はざるべからず限りなく人民を捕縛するも之は抵抗する能はず限りなく土地を割て外國と與ふるも之と論ぜざるを得ず限りなく官吏を置き限りなく宮室を飾り限りなく賄賂と取るも之を責むるを得ず斯く無限の權力と有する國王は決して人民を利せざるなり故に善良の國王なるや否やと知らんは先づ其王權は有限權力か無限

権力ヲを察するを要す英國憲法に於て其王權に限を立てたるは能く人民の權利を保護するの精神に出るものと云ふべし

(第二) 國會の議決なしには何等の租税も課するを得ず
何等の法律も定むるを得ず

此條は實に憲法中の骨髄とも稱すべきものなり國會及參政權利の大略は前章に於て既に説きたり此條の如きは實に參政の權利を鞏固よしたる者なり此二三行の文章を以て能く英國四千萬人の生命と保ち能く數千百萬磅の財産と護る其効力亦た大なりと謂ふべし之れに引き換へ亞細

亞阿非利加諸國の如きは明かに官民の分限を定めたる憲法なきが故に政府が入用と思ふときは隨意に租税を増すも人民は泣く泣く之れに従はざるべからず又二三の官吏が相談して種々なる法律を設け集會、信仰、發論、歎願等の自由と束縛するも人民は之を非議するを得ず昔者亞米利加合衆國が未だ獨立せざる以前英國の殖民地にてありしころ英政府の該地人民より重き租税と取立たる上に米民の代議士と英國議院へ出すを許さざりしより米民は叛逆と企て七年間の戦争に勝利を得て遂に今日の如き共和國となれり之れ則ち英國政府の租税及財政と議するの權と米

民に與へざりしが故なり前に述べし如く人民は一國の元氣にして政府は之を保護すべき職分ある者なれば人民の風俗人情に基き天下の公議輿論に據りて政を施すべきとなり之を例れば人民は銀行の株主にして政府の役人は其頭取の如き者なり銀行の頭取は自分の行ふべき職分外のとて勝手に處分し株主に損毛を掛たらんには直に免職するべからん政府も亦之を同し若し人民の生命財産を保護するては肝腎なる本務を怠り剩へ人民の租税を獲に取立て又は勝手氣儘なる法律を設けて人民を抑制せば人民の迷惑は實に譬へんは物なし世人は政府が人民の承諾を經

ずして自儘に苛税を取り上げ氣隨に酷法を制するとあるも之を當然の事となし毫も怪まざるは如何なる次第なるや英國人民は早くも之れを慮り此條を憲法中に加へて以て參政の權利を固くしたり嗚呼英國人が今日の如く自由を得るは豈に偶然ならんや

(第三) 何人も擅に罰金を課し猥りに捕縛するを得ず何人も人の自由及財産も之を妨害するを得ず正當の裁判を經るにあらざれば何人も罰するを得ず

本條ハ一人一個の自由を保護するが爲に設けたるものなれば前の參政の權利と同じく憲法中最も大切なる者なり

本條中「何人の自由及財産も」とある自由は即ち奉教、發論、集會、歎願等の自由を含むものと知るべきも、情で人生最も貴むべきものの何かがと問はんは性命財産の二つなり而して此の大切なる性命を危ふするもの何よかど云ひ、猥りも捕縛され姿まゝに罪せらるゝ事なり又財産を危くするもの何よかといへば政府が爲すべき務を怠り又の爲す可からざると爲すが爲めは生ずる損毛なり抑も犯罪の疑ありて刑事を審問さるゝ者と雖も無罪人を以て視るべしといひ治罪の原則なり然るゝ往昔社會の味だ開けざりしとき少しく疑ひしき者と見れば直ち之を捕縛して獄舎

に繋ぎ無實の罪を負はせて之を殺戮し又は瑣細の事に莫大の罰金を取り上げなどすることは問ま之れあり我國の淨留理本などにも随分不法に人を捕縛殺戮することを載せたり人民の自由を重ずる國に於ては現行犯を除くの外は裁判官の發したる拘留状を示されれば猥に捕縛することを得ず、一度は拘引すと雖も定まらざる時間内に訊問せざれば直ちに釋放すべし、夜中故なく人家を侵すべからば刑事被告人は相當の規則に従ひ保釋を許さるべし、拷問を以て其の罪を自狀せしむべからば刑事被告人は辨護人を用ゐるを得る等の諸條を設けて身體の自由を保護した

り買ひ入るべきものも、
 借て又何人の財産も之と害するを得ずとの一條は最も肝
 要なり財産は性命に次ぎて大切なるものなれば政府は之
 と保護して損害を掛けぬ様に注意せざるべからず故に政
 府の威力を以て人民の財産を故なく取上る如きことは固
 より爲すべからず又巡査を置き盗賊を防ぐは善ければ
 も無暗に威張り散らさずは不可なり又政府が猥りに紙
 幣を増發したるが爲めに金銀物貨次第に騰貴し紙幣の
 益々下落し紙幣十圓を以て麵粉一斤を買ふことも出来ぬ
 餘なる不景氣となるときは人民の前日麵粉十斤を貳十錢

にて買得たるものを今は拾圓を費さざるべからざる次第
 の系到底紙幣増發の爲めに九圓及十錢の損毛を爲せし
 なり此等の事も決して能く財産を保護せたりとは申され
 ず奉教、激論、集會、歎願等のことは前から段々述べし如く生
 命財産は次ぎて大切なるものなれば決して猥り之を禁
 ずべからず尤も國安を害し人を讒謗したる演説文章及び
 靜穩なほざる集會をなし又ハ粗暴の歎願を爲すものなぞ
 の固より禁せざるべからず然れども其國安を害し靜穩な
 らざる等のこと容易に判定する能はざるものなり如何
 となれば壓制家の目より見れば正理正道の演説文章も國

安妨害と云ふは、正理正道の手續に從ふ集會歎願も靜穩ならずと云ふべければ英國人民がジョン王に迫りて「マグナカルタ」を得たる所爲に決して靜穩なる歎願と云ふを得るべきは、米國獨立の演説の如きは英政府より云ひ、無論國安妨害の演説なりと評するならん然れども天下後世の人の「マクガカルタ」を以て自由の誠義烈比ひなきものと賞讃し「マクガカルタ」を以て自由の父母なりと尊重するよあらずや故に國安を害する等の事は就ての餘程注意して觀察すると要す

(第四) 陪審は由りて審判せよ

陪審官の法廷に於て事實を判決する所のものにして民撰の官なり而して裁判官の如く必き法學を熟達せると要せず唯世間の事情を通じ公平無私の心を以て有罪か無罪か事實然るや否やを判決せしむるなり英國にては一千八百二十五年の憲法にて陪審官撰擧の法を定めたり乃ち年齢二十一歳以上にして土地の歳入十「ポンド」と得る者及び所有物の貸賃一年二十「ポント」を得る者の陪審官たる事を得るととなしたり何故に陪審官が要用なるかと云ふは裁判權なるものの最も人民に直接の關係あるものにして又最も害用し易きものなり斯く大切なる裁判權を預くる裁判

官の法律を熟知するの勿論公平無私にして能く人民の爲めを計るべきことなれども多くの裁判官中よの法律に熟達せれども世間の事情に暗練せざるもの間まなきよあらず且又立君國にての裁判官を選むの權を君主に與ると以て刑事の被告人などより之を見れば恰も他國人として我身を裁判せしむる様なる事情なきにあらず假令法律に熟達したる人と雖ども偏頗の所業なしと云ふを得ず裁判官も亦性を人間に受たる以上は幾分か偏頗のとなしとせず故に人民の我が公平無私なりと信用するものを撰らんで裁判を陪審せしむるなり蓋し裁判に要用なるもの公平

學識、經驗の三つなり一人の裁判官にして此の三つの者を兼備するの難きとなるに付人民として公平無私にして且つ經驗に富めるものと撰擧せしむるなり陪審官のとに就きては世の學者往々之と非とをるものなきよあらされども其利と害とを比ぶれば利多くして害少きの輿論の認むる所なり故に英國の勿論歐米諸國中少しく自由を重ざる國の必ず之と設くるなり

(第五) 裁判を賣り又の掩滞するを得ず

人の自由權利を保護するの法律の力なれば法律は世に貴きものあらじ斯く貴き法律を司る所のもの裁判官な

り故に裁判官に一點なりとも私心あるときハ金科玉條も
 用を爲さざるべし況して善からぬ法律を良からぬ裁判官
 に使用せしめば人民ハ畜生同様の取扱を受るに至るべし
 裁判を賣るとハ人民より賄賂を取りて直者を曲となし曲
 者を直と裁判するると云ふなり抑も法律ハ天下の正道な
 り賄賂の爲めハ此の正道を枉ぐるあらば人民の不幸ハ如
 何ぞや歐洲各國及支那日本等にて封建未開の時は間々斯
 の如きことありし近く日本の事ハ就て例へんに夫の伊達
 騒動の伊達安藝原田甲斐と吟味したる幕府の大老酒井雅
 樂頭の如きは悪人等より多分の賄賂と貰受け忠臣無二の

伊達安藝を罪に陥れんと謀りたり是れ等ハ裁判と賣りし
 ものなり又(裁判を淹滞するを得ず)とは裁判と長が引き
 免しもせず罰しもせずは何時迄も牢の中に囚へ置くこと
 と云ふなり之れ等のことも人民ハ取りては實に迷惑千万
 なり凡そ罪と犯せし疑ありて捕へらるゝものは必ず罪人
 と極はまらず中には無實の罪を負ふ人も多からん然るに
 之を捕へ二年も三年も獄中に入れ置くは人身を保護する
 所以とあらず左れば英國の如き自由を重ずる國とては犯
 罪人として拘留したときは四十八時間内とて又は三日内
 とかに必らず吟味すべき法律あり實と能く人身と保護す

るものと云ふべし惣して本條及び前々條の「何人も擅に之を捕縛するを得ず」と云へる箇條などは之を人身保護律と云ふ人身保護律とは人民の身体を保護する法律と云ふ義なり

以上は英國憲法の綱領なり而して此綱領の大憲章マグナ・カルタ權利の乞願書ペティション權利法典リット・イン・スミス人身保護律ハベアス・コルポラス皇統繼承律等より發生せしものなり因て今尽く之と掲げんと欲すれども冗長に渉るの恐あるが故又大憲章權利法典權利の乞願書中よて金科玉條と稱すべきもののみを左に記す

大憲章マグナ・カルタ（百十五年王即位十七年即ち一千二）六月十五日皇帝捺印

第一條 英國教會の自治の社會たる可し而して其權利自由の毫も之れを犯さるゝとなかるへし朕欽んで教會の權利自由を遵守す是に因て朕未だ諸侯と争闘を開うざるの時憲法（此憲法は僧侶の權利を確定せるものなり）を以て教會に准許す朕が君たる羅馬法皇も亦認可ありたる英國教會に必須不可欠教正撰擧の自由の全く朕が誠意を發して之を准許したるとを表すべし此憲法（僧侶の憲法）に朕獨り之を遵守する而已ならず子孫として永久誠實に之を遵守せしむべし

著者曰く此條は英國教會の自由を確定したる者なり

第二條 朕復た我國民よ朕及朕か子孫より以下逐條よ記する自由を許與すると以て國民ハ其子々孫々に至るまで永久之と享有すべし (第二項略す)

著者曰く、ジョン王數々先王の舊制に違ひ諸侯の死して嗣子其家と興すに當て過當の家督料を納れしむ故に此條の設あるなり

第十二條 朕敵國よ虜となり身と償ふ時及び朕の太子とナイトの官よ任する時及び朕の長女初度嫁する時の外ハ朕全國諸侯の會よ於て承諾を得るに非ざれば軍用或ハ冥冥加加(即ち今の)祖稅祖稅なり)を國に課せざるべし以上三箇の場合よ於ても

朕決して過當の冥加ハ徵収せざるべし倫敦府より徵収する冥加も亦前段の制限に従ふて之を徵すべし

著者曰此條ハ是れ人民よ財政の權と與ふるものよして後世英國下院の充分の政權と有するハ則ち特に此條の起りしに因る

第十三條 倫敦府ハ其水陸よ關する舊來の自由及び自由の慣習都邑單獨ヲ云フ)と享有す可し又朕ハ其他の首府都邑村落開港場も共に其舊來の自由及び自由の慣習と享有せんことを欲するガ故に則ち之を許容す

著者曰く今日英國地方分權の織盛なる苟も繁榮の都邑

村落開港場として自治の政度と用ゐざるもの殆んど稀なり都長、村宰、邑吏、港官、概ね地方人民の公選より因らざるなし而して其泉源を原ぬれば固より皆此條より因るなり

第十四條 第十二條より記する三個の場合より非らずして冥加と賦課一軍用と徴収する時全國諸侯の公會を開設するの勿論なり而して朕該會と開設する節より大教正教正寺院長より及び其他の大藩への各自に招集狀を遞送すべし又朕の直封を受けたる小藩への朕遅延するも開會四十日前より會日と定め會場を示し代官及び郡代を経て開會の旨を布達すべし凡て其招集狀より開設と爲すの旨趣を揚げ

預め之を報告すべし斯く招集狀と發する上の假令招喚と受くるもの悉く皆臨席せざるをあるも會議の定日に至れば出席現員を以て議事より着手する者とす

著者曰く此條より即ち人民政事より與るの權所謂る參政權と確定せるものなり

第十五條 朕將來より決して何人へも其身軍虜となりて之と償ふ時及び其長子をナイトと任する時及び初度其長女と嫁する時の外其領内の人民より冥加を徴収すると許容せざるべし又右三個の場合と雖も過當の冥加と賦課するを許さざるべし

著者曰く第十二條は於て王既に三個の場合を除きては獨斷と以て租税と徴収すると禁せらるる故に王諸侯と與ふるは獨斷徴収の權を以てするを能はざらば則ち此條に掲げて之を明ます

第十六條 ナイト領或は其他の封土を享有する者の舊來の制度は因りて尽すべき義務と尽すべし決して其他の義務を督促せらるゝことなし

著者曰くジョン王屢々舊制に背き諸侯として不當の義務を負ひしむ是れ此條ある所以なり

第十七條 朕以來の高等裁判所と朕が幸行する所と率ひ

す其位置と定めて之と一所を据へ置くべし

著者曰くジョン王己の行幸する所を法廷と移轉し訴訟者をして其奔走に苦ましむ故に此條の設けあり

第二十條 輕罪及び重罪と犯せる土地所有者の其輕罪を酌量して之に罰金と課すべしと雖も其土地を沒収すべからず商賈も亦た罪あれば其輕重に従つて之を罰すべしと雖も其商品と沒収すべからず農夫も同く犯罪あれば其輕重に従て之を罰すと雖も其農具を沒収すべからず

著者曰く近世法律學の進歩するに従ひ夫の最も忌むべき家財沒収の刑は漸く跡を絶つゝ至れり本條は此舊習

と除きし者なり

第二十一條　イール及びバアロンに同列諸侯の罪跡証明あるに非ざれば罰すべからず又罪の輕重に従はずして罰金と課すべからず

著者曰く本條及び第三十八條の治罪法上正當の証人によりて罪と斷するの原則を定めし者なり

第三十條　郡代代官及び其他朕の命令を奉行する者地方に在りて運送御用と口實とし持主の承諾と經ずして人民の牛馬船車と取りて之を使用すべからず

第三十一條　郡代其他朕の命令と奉行する者勿論朕親

らと雖も築城或は其他の使用と名とし木材所有者の承諾なきに委りし其木材を取りて使用すべからず

著者曰く以上二條の人民所有の權利と確定したる者なり

第三十八條　代官の以來信用すべき數個の証人之を正實なりと証明するとなきに自己の言語を證據として人を法律に處するると得ず

著者曰く本條の二十一條と同一の精神なり

第三十九條　英國人民の其同等なる人民（後世の所謂陪審官即ち罪人と同列たる事實の有無を判定する吟味役を以て組織の正當な

る裁決若くは國法に據るに非ずんば逮捕或は禁獄或は財產褫奪或は民權剝奪或は其他の法方に因て其身体及び權利と傷害せらるゝとなし故に朕亦た其二方法(陪審吟味及るの二方法)に據るに非ずんば人民の罪狀と決し裁判と言渡す等の事となさゝるべし

第四十條 朕は何人へも裁判と賣り權利を鬻ぐべからず又何人に對するも裁判或は權利を拒否せざるべし又裁判と延引すべからず

著者曰く以上二ヶ條は「マグナカルタ」中最大緊要の條款なり英國の史家ハラム氏此二ヶ條を以て不正の逮捕及

び不正の財産剝奪と禁下人民固有の二大權たる身体自由財産私有と保護する全科玉條となせり蓋し英國人身保護律の起るや寔に此條より起因するなり

第四十五條 朕將來に克く國法に通曉し又務めて之を遵守すべき良心を有する者に非ずんば裁判官城代郡代及び代官等に任用せざるべし

著者曰く本條はジョン王が濫りに小人と登用して國家と誤らんとする悪弊を匡正したる者なり後の君臣たる者も亦宜しく取て以て坐右の銘となすべきなり

第五十條 朕ゲラルド、ド、アセイフの一族は尽く之を吾郡

縣より退放し后来之として吾縣令郡代たらしめざるべし
 コンゲラルド、ド、レゴコーアストリユポートル及びキオー
 ンの四人は義法裁判所より黜くべし」キヲニド、ド、エココ
 オフレード、マルナン及び其兄弟ヒリフマルク及び其兄
 弟叔姪従者は尽く之を國外に放逐すべし

著者曰く、以上の數人は皆ジョン王の命を奉じて惡虐無
 道を行ひたる奸臣なり昔堯位は即て四兇を逐ひしは史
 家の美談とする所なり然ども是れ自ら政權を執るゝ及
 んで前世の弊政を改めし者なり敢て美とするゝ足らず
 シジョン王が自ら登用し又自ら之を廢黜し毫も改過を吝

ならざるは實に世の執拗否を遂げんとする輩を慚死せ
 しむるゝ足る

第六十一條 朕我國民を許與するゝ以上の條款に記列す
 る所の權利及び自由を以てする所以は天地の公道を基き
 上帝の聖意に適ひ國家の陋習汚俗を革め億兆の幸福安全
 を來し朕と諸侯との間を起れる争闘を茲に平定せんことを
 欲するが爲なり今や朕我國民が其既に得たる權利及び自由
 を鞏固しし之を永遠に保護せんことを望むと以て尙ほ累て
 左の保證を我國民に賜ふ全國の諸侯は総員中より其の相
 當と認むるもの三十五名を撰び此憲章の實行者と爲すべ

し亦其二十五名の侯伯は朕が前に國民よ許與したるもの及び今又此憲章を以て確定したる權利自由と其全力を尽して我國民よ享有せしめ自ら之を遵守尊奉するは勿論朕をして亦た之を遵守尊奉せしむるを司掌をべし」朕司法卿代官或は其他朕が命令を奉する者にして時として或人に對し其權利自由を遵守尊奉せざるをわたり或ハ和陸懇親の條約を破却するをわらば其罪は二十五名の侯伯預め其員中より告訴擔任者四名を選舉し置きて之をして直し其旨と告訴せしむべし告訴擔任者たる四名の侯伯朕若し朕の内國よ在らざる時は司法卿が犯罪の狀情を奉聞或は上申

し直に其罪罰を請求すべし又其奏聞或は上申の日より起算して四十日以内に朕若し之を罪罰せず又朕の内國に在らざる時司法卿之を罪罰せざる時は右四名の侯伯議員二十五名の侯伯よ就て之を訴ふべし」又其二十五名の侯伯は己れの希望する如く懲罰の行はるゝまで全國の人民と俱に朕の城塞所領及び其他の物件を没し或は其他の方法を以て可成的朕を苦惱し飽まで朕に逼迫するを許す但し朕及び皇后子孫の身体と傷害するを得ず」然れども朕惡と罰し害を償ひ罪を匡正するに於ては二十五名の侯伯及び全國人民は従前の如く朕よ服従して其忠義を尽す可し」全

國の人民は其貴賤尊卑と論せず前件(王を苦むると)と施行するに於て其資力のあらん限り二十五名の侯伯に加勢すべきとを誓約し得べし朕此誓約をなさんとせる者には公然の自由を與へ決して之を妨碍するとなかるべし

第六十二條 若し我國民中に朕の城塞所領及び其他の物件と剝奪して朕を苦惱せしめんとする二十五名の侯伯より自ら好んで協力すべきと誓約せざるものあらば朕之に向ふて命令と發し強ひて其誓約となさしむべし二十五名の侯伯中の者死去するとあるか或は外國に赴くとあるか或は其他の事故有て朕を苦惱せしむると能はざる時の其

他の侯伯其監定に隨ひ相當の代員を選ひて其員を加へ自らなせると同一の方法を以て誓約を行はしむべし凡そ二十五名の侯伯の議決を経て施行すべき事項に付ては全員相會して合議するは勿論なりと雖も諸侯中召喚を受けて來らず或は來り能はざる者あり其事柄に因り総員同意せざるとある時出席侯伯の過半数にて同意一決しざるものは総員の同意一決したるものと同力同功を有すべし又其侯伯の其擔任の事項を誠實に施行し朕をして其全力を尽して之を遵奉せしむべきと誓約すべし朕既し國民に許與したる權利自由の親ら之を滅殺破却せざるべし又他人

をして之と爲さしめざるべし若し此の如き結果を生ずべき所行と爲さば之と無功無力のものとなし朕は於ても亦其他人は於ても決して其利益を蒙らざるべし朕と諸侯との間より一回争闘の起りしより延て朕と僧俗兩氏との間より起れる怨恨憤怒は朕全く之と宥恕忘却すべし朕の即位の十五年より平和恢復して國內治安に歸する迄は右争闘は因て慝起されたる損害として朕の蒙れるものハ其僧俗人の處爲たるを論せず悉皆之を宥恕す而して朕の蒙らるべし朕以上を保証及び許容宥免の確實なるを証明する爲めカントルブリンの大

教正ステファンダブリンの大教正ヘンリー及び全國の教正総員の証明書と作らせめたるを以て即ち之と二十五名の侯伯は渡そへし

第六十三條 朕は英國教會の自治自由の會社ならんことを望み又英國人民の其子々孫々に至る迄朕及び朕の子々孫々に對して以上の條款に記別したる權利自由を享有特續すると信にして平和に自由にして靜謐に充全にして欠るべきと希ひ且獨り之を希ふ而已ならず朕誓ふて之と果すべし朕以上に盟約する所のものは毫も惡意と挿むことなく誠意誠心之を遵守すべきと全國の諸侯と共に盟誓する

もの也」前書の証人の目前に於て即位十七年七月十五日ウ
インドゥルとステインとの間ランネーミートと稱する牧
野に於朕親ら之れを全國諸侯に賜ふ

著者曰く以上三條はジョン王が誠意と以て此大憲章を
遵守すべき所以を述べ且つ若し之と破る等のとあると
きは二十五名の諸侯として王を責めしむるの權を與へ
し者なり嗚呼何たる德音や其文中「成るべく朕を苦惱
し飽まで朕に逼迫する」と許す」と云ひ「全國の人民は其資
力のあらん限り二十五名の侯伯に加勢すべきことを誓
約し得べし」と云ひ「若し我國民中よ朕を苦惱せしめんと

する二十五名の侯伯よ自ら好んで協力すべきことと誓
約せざる者あらば朕之に向ふて命令と發し強ひて其誓
約となさしむへし」と云ふよ至ては實に帝意の有り難さ
を見るに足るべし嗚呼古今内外の帝王多しと雖ども自
ら臣下に玉体を責罰苦惱せしむるの權利と與へらるゝ
ものそれ幾人かある余はジョン王以前に此事なくジョ
ン王以降又た此事なしと斷言せんとす

権理の請願書

（一千六百二十六年即ちチャールズ第一世即位三年の成文律第一号）

第一條 エトワット王第一世の御宇中に議決頒布せられ
たる成文律に曰く凡そ軍用金及び冥加金は闔國のアルチ

ピショップ(大教正)ピショップ(少教正)イール(大藩)バロン(小藩)
 ナイト(武士)ブルゲス(市民)並に其他自由と有する人民の賛
 成承諾を得るゝ非ざれば朕自身は勿論朕が子孫と雖ども
 決して之と英國人民と賦課徴取すべからずと又エドワ
 ド王第三世即位二十五年と會同したる國議院に於て議定
 公布せられたる成文律に曰く英國人民は以來其意と背き
 國王に資産と貸附するに及はず何となれば斯の如き貸附
 は道理と違ふのみならず既に國法の禁ずる所なればなり
 と又近時と至て議定公布せられたる成文不文の諸法律を
 閱するに以來冥加と稱する税軍用と唱ふる税並に之に類

似したる人民の負擔は之を人民に課賦すべからずと屢々
 載せて明瞭なり是よ由て之と觀れば陛下の臣民たる英國
 人民は國議院に會同したる諸民の代議士か之と賛成承諾
 するに非ずんば租税なり軍用なり冥加なり其他何等の名
 義と有する負擔なりと雖も一切之と支辦すべしと責らる
 ゝとなき權利を有す

第二條 然るゝ頃日朕下は諸郡に數人の委員を置き之に
 委任狀を與へ内命を下し陛下の臣民と各所に集め陛下に
 貸與するに若干金と以てせんことを要せしめ若し臣武中貸
 與を肯せざるものあれば成文不文に論なく闔國法律の許

さ、る不法の誓盟をなさしめ而して后ち之を陛下の樞密院に呼出し或は其他の法廷に出頭せしめ答辯の勞を蒙らしめ或は捕へて拘留し或は縛えて繫獄し或は其他の方法を以て良民を苦楚呻吟せまむる而已ならず闔國固有の成文律及び不文律を背きて陛下は詔勅を發せ或は樞密院の密旨を出せ縣令郡長徵集委員治安裁判官及び其他の者を用ひて以て諸郡の人民より數多の金圓を強奪せり

第三條 自由を享有する英國人民は英國人民自由の大憲と稱する成文律(マグナカルタ)と云ふに據りて其同等同列なる人民の正しき判決(陪審官の判決を云ふ)を因るか若く

は國法に因るに非すんは捕縛繫獄さるゝとなく又其資産自由權利を剝奪さるゝとなく又法律の保護を停止され或は追放さるゝとなく又其他の方法を以て妨害を加へらるゝとなき權利を有す

第四條 エドワード王第三世即位二十八年に議定頒布せられたる成文律に依るに英國人民は其身分の尊卑資産の貧富を論せず何人にてても法律に定むる所の適當なる順序を以て法廷に於て答辯するの自由を許されたる後に非ずんば其土地家屋を剝奪され或は捕縛繫獄され或は權利剝奪若くは死刑流罪等に處分さるゝとなき權利を有す

第五條 然るに前の二法律及び同主意の法律夥多具備するに係らず頃日陛下の臣民は更に其理由もなく數人繫獄せられたり而して之を救出さんと欲し人身保護律に因りて之を法庭に召喚するも裁判官は專恣の處分をなし人民冤屈を伸ぶるに所なく又捕縛者に其繫獄したる所以を尋問するも常々其所以を証明せず只其理由として述べる所は樞密院の參議か署名し陛下の持命を因りて繫獄したりと云ふに過ぎず故に大概囚人再び獄舎を還さるゝを以て冤を洒ぎ屈を伸へ再び青天白日を見るの機なく終身獄中に伸吟す

第六條 加之近事陛下は海陸軍兵の數大隊を國の諸郡縣に記置し國國の法律及び習慣を背き且つ人民の困却憂愁とも顧みず人民をして其意思を逆ふて強て之を其家宅に招待し且つ之を宿泊せしめたるよあらせや

第七條 加之復たエドワード王第三世即位二十五年に開かれたる國議院の議定法を以て英國人民に其貴賤尊卑を論なく大憲章即ちマグナカルタ及び國法の明文を背き生命若くは肢体を奪はるゝをなしと公布せられ又全憲章及び其他の國固有の不文律及び成文律を以て英國人民は其貧富貴賤を論なく此國王を確立する所の法律即ち習慣

法或の議定法に準據せずして死刑に處決せらるゝとなし
 と制定せられ又如何なる犯罪人と雖も闖國の習慣法及び
 議定法に因て踐行すべしと定められたる治罪法を脱するを
 得ず又當擬すべしと定められたる刑罰を免るゝを得ずと
 制定せられたるにも係らず近時時陸下の頻りに御璽と捺
 したる委任狀を發し或人を指名して委員に命し之に授予
 するに闖國內に於て軍律裁判を斷行するの權威を以てし
 謀殺、強盜、無罪暴動、亂行若くは輕罪を犯したる海陸軍兵及
 び其連累たる犯罪人の如きの軍律の旨趣に違ひ而して戰
 時軍中に用ゐると同一なる急速吟味の手續並に順序を用

ゐて以て審問判決し軍律に從て直に處刑するを許容せら
 る

第八條 此委任狀を口實として前條の委員の陛下の臣民
 若干を死刑に處せり而て其事情を穿鑿するに果して闖
 國の習慣法及び議定法に據りて死刑に擬すべきものなれ
 ば則ち其習慣に據て判決處斷せらるべきものとして決し
 て他の法律に因て處刑せらるべきに非らざる場合に於て
 斯の如き處分をなせり

第九條 加之憂慮すべき數多の犯罪人は却て此委任狀を
 奇貨とて逃路を求め闖國の習慣法に準據して蒙らざる

若くは夷滅せむる如きとならんと

第十一條 以上の數項に記する所は臣等國國の習慣法及び議定法に從ひ臣等固有の權利自由とて皇帝陛下に乞願す。臣等猶は伏えて睿聖文武なる皇帝陛下に對えて乞願する所あらんとす其餘項たる即ち左の如き從來陛下が國人民の權利自由を破却して以て行ひたる判決行爲及び處分は將來に履行すべき先例古格となすべからざるものたる事を廣く公衆に示さんと及び以來陛下の大臣及び百官有司は陛下の威徳を輝し並に國家の昌盛と來さんか爲めに國國の習慣法及び議定法に從ひ陛下に奉仕し苟も專

斷擅行を爲すべからずと命じ陛下の至仁なる意衷を公示
乞臣等の幸福安寧を特に増嵩せられんと是なり

勅答

朕爾等の乞願を嘉納す國議院の會堂に於て悉く之を批准
乞將來之を遵奉せんことを誓ふ

權理法典

（千六百八十八年即ちウイリヤム王
第一世即位元年の成文律第一号）

權利法典の條項は通計十三條より成れり然れども其要領
と擧れば左の如し

第一 國王は上下二院の許諾を経すして一切の法律を停
止し若くは廢除せ若くは施行するとながるへま

第二 國王は上下二院の許諾を経ずして租税と徴收を若くは金銭と徴集するとなかるへ之

第三 國王は人民の嘆願と不問に付すへからず又た其嘆願を爲す者と繋獄求刑するとなかるへ之

第四 上下兩院の承諾と經ざれば常備の兵員と置くとなかるへ之

第五 國會議院の撰擧は一に人民の自由に任ずへ之

第六 國會議場に於ての言論は凡て自由なるへ之故に議場外に於ては其演説討論に就き如何なる裁判所にてても如何なる場所にてても之を彈劾詰問するると得ず

第七 過分の保釋料を要し過分の罰金を課し非常殘忍の刑罰を蒙らすべからず

第八 陪審官は端嚴に徵擧え國王の意思を以て之を左右するとなうるべし又官吏壇に之を徵擧えて己れの私意を助け支むるとなかるべし

第九 悪政と除き不正の法律と改定修正するの目的を以て定時に上下二院を集合すべし

第三章 日本憲法の起原

讀者は既に余の述ぶる所に據り憲法の趣旨を英國憲法の大略を解せしならん因て此章に於ては日本憲法の起原

と述べ以て我々人民が明治の昭代に生れて憲法の發芽を目撃するを得たるは實に幸福なる所以を論せんとす情て日本の政体は讀者諸君も知らるゝ如く昔より君主獨裁なれば憲法と稱すべきものも隨てなかりしなり然るに王政維新の際我が明治天皇陛下は我國未曾有の變革を行はせられんとて詔と發して神明に誓ふよ五事と以てし玉へり此の詔たるや余が第一章に述べたる國約憲法と云ふものにあらねども論言汗の如しと云へば我々天皇陛下が一と度ひ詔らせ玉ふたるとは設ひ日月光と失ふが如き變あるも決して之を渝へさせられざるは天下萬民の信する處なり

況して誓ふと云ふ字は契約の意味と幾分合むものなり然らば五個條の御誓文は我々天皇が我々日本人に約束し玉ふたるものにして國約憲法の姿あるものと云ふも過言にあらざるべし然れども余は現今の日本を目して立憲政体の國と稱する能はず何如となれば眞の憲法なければ立憲政体と云ふを得ず五個條の御誓文は眞の憲法にあらざればなり去り乍ら純然たる立君獨裁を變じて日本憲法の基礎と据へたるものは此の御誓文なれば我々人民は朝夕之と捧讀するを怠るべからず今其寫と左に掲ぐ

第一 廣く會議ヲ興シ萬機公論ニ決スベシ

第二 上下心ヲ一ニシ盛ニ經綸ヲ行フベシ

第三 官武一途庶民ニ至ルモ各其志ヲ遂ケ人心ヲ

第四 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ

第五 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ

我國未曾有ノ變革ヲ爲サント朕身ヲ以テ衆ニ先シテ

天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立シ

トス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

戊辰三月 御諱

勅意宏遠誠ニ以感銘ニ不堪今日ノ急務永世ノ基礎此他

ニ出ツベカラス臣等謹テ敕旨ヲ奉シ死ヲ誓ヒ黽勉從事

冀クハ以テ宸襟ヲ安シ奉ラシ

總裁
公卿
諸侯

明治年間に生れ斯く有難き聖詔を頂戴したる我々人民は

勉めて自由自治の精神を揮ひ聖意に報し奉らざるべから

ず故に余は先づ此の五事の御誓文に就き一々其意味を解

き示さんとす。第一廣く會議と起しとは他日國會議院其他

府縣會區町村會等と立て玉はんとの聖意なり又萬機公論

に決すべしとは此の議會に招き集めたる代議士等の公議
 輿論によりて政事を行ふべしとなり明治八年に至り
 此の聖詔に基き地方長官と集め玉ひて會議と開かせられ
 たり之れ實に我國に於て政治上のどにつきて會議を開き
 たる濫觴と云ふべし又同時に元老院と立てさせられて立
 法の源を廣め玉へり然れども是等の會議は何れも人民の
 名代人にあらざして全く政府官吏の會議なれば之と役人
 會議と評するも可なるもの、如し其後明治十一年に至り
 府縣會規則を頒布せられ地方税を議定すべき權利と人民
 に與へられ次で區町村會規則を發して自治の政度を定め

られたり是れこそ眞の民撰議院なれば眞正の會議は明治
 十一年に於て始めて起りしと云ふべし斯く人民の會議は
 起りたれども唯一地方の會議に止まり未だ國會を設くる
 の場合に至らざるハ遺憾なるとなり且又府縣會の權利と
 ても地方税を議定するの一部分のみに止り未だ府縣の立
 法權を握る能は未之に加ふるに府縣會規則も人民が議定
 したるものにあらずして政府が制定したるものなれば多
 少備はらざる所なきにあらざれども人民は之を改正する
 を得ず唯政府が許與せられたる限内に於て聊か議論を爲
 すを得るのみ故に眞正の會議と興し万機を公論に決せん

とならば先づ府縣會規則を改正して地方人民に充分の立
 法權と與へ國會を開設して全國人民に參政の權利を與へ
 天下人民の公議輿論に由りて政を施さるべからず我政
 府の期する所も蓋し茲にあらんか斯くてこそ眞に御誓文
 の旨に協ふ者と云ふべし
 第二上下心を一にし盛に經綸を行ふべしとは官民一致して
 能く天下を治むべしと云ふとなり偕て一と口に官民一致
 と申せども之を實際に行ふは甚だ難きとなり前に述べし
 如く政府は人民の保護者なれば政府と人民とは固より一
 致せざるべからざる筈なるも西洋の歴史なぞと関るに一

致するの時は少くして一致せぬとき多し何故に斯の如く
 なるやと其理由を尋ぬるに全く政府が人民の公議輿論よ
 従はぬより生ずるとなり我が天皇陛下が早くも御心と茲
 に注がせられて此詔を下させられしは實に我々人民の幸
 福と申すべし思ふに君主獨裁政治にては官民一致を期す
 るとの難きと察せられ玉ひしよ依るなるべし蓋し獨裁政
 治に固着したる弊害は秘密なり秘密は疑惑の生ずる所に
 して疑惑は乖離の念を生ず人心乖離して官民の一致と欲
 するは猶ほ木に縁て魚を求むゝが如く決して能はざるな
 り故に官民の一致せんと欲せば先づ秘密政治を除き立

憲政体となさるべからず我天皇陛下が第一に廣く會議
 と興しとの玉ふて立憲政体の基礎と立てさせられ次に上
 下心と一にして天下と治めんと詔し玉ひしは能く其順序
 と得たる者と申すべし併し唯會議と興したのみにては決
 して官民一致したりと云ふと得る眞に官民の一致せんと
 と欲せば第一に人民の公議輿論によりて政と施すと肝要
 なり第三には廣く會議を興すと要す何となれば設へ會議
 のみ開きたりとして政府が常に人民の輿論に従はずして猥
 りに人民の決議を破り或は議院を解散する等のとありて
 は折角の會議も其效なかるべし彼の千七百九十年代佛蘭

西に起りたる騷亂の如きは決して議會なきが爲めにあら
 す全く人民の輿論と取り用ひぬより起りしとなり又設へ
 地方議會と起したのみにては官民一致は期し難し廣く國
 會迄も開設して秘密政治を除かざるべからず彼の魯西亞
 は既に地方議會を開きたる國なれども官民常に一致せざ
 るの廣く國會と起さぬが故ならん然らば即ち上下心を一
 にし盛に經綸を行はんには先づ廣く會議と起し萬機公論
 に決せざるべからず是れ此詔ある所以なり
 第三官武一途庶民に至るまで各其志を遂げ人心として倦ざ
 らしめんとす要す官武とは朝廷と諸侯と申すとなるへま

儲て上は朝廷諸侯より下は人民に至るまで皆志を遂げ不
 平心無き様にせんとの聖意なり而て此の不平心は決して
 自分勝手の不平心と云ふにあらずして政治のとなどにつ
 き不平の起らぬ様になすへしとのと存するなり彼の江藤
 新平前原一誠西郷隆盛等の如きは不平を洩すことが出来ぬ
 爲めに遂に叛逆を企てたれども彼等の不平は自分勝手の
 不平にまて真正の不平にあらず斯る輩とまて志を遂げさ
 せたらんには如何なるをなまとも計られず
 第四舊來の陋習と破り天地の公道に基くべしとは實に一
 字千金の玉詔と謂ふべし顧るに今を距る十五年前の我日

本は封建未開の狀体にして未だ文明の何物たるを知ら
 ざりしなり此時の日本は實に陋習のみと以て成立たるも
 のと云ふべし先づ其例を擧ぐれば數百の大名が各々土地
 と私有し互に一方に割據する封建制度の實に大なる陋習
 なり同等の人民なるに之を穢多なりとして人類中間の外
 に置きしの大なる陋習なり士族の一種に限り常に兵器と
 帶るを許し非常の權力を有せしの大なる陋習なり族によ
 りて官と世々にし智徳によりて人を用ひざるの大なる陋
 習なり其他一々枚擧に遑あらず此等の陋習を破つて今日
 の如く致したるの實に此の聖詔の德澤と申すべし斯の如

く過ぎ去りし事跡と顧みれば十五年前と今日とは雲泥の異なれども余の今日を以て充分に陋習を脱したる世界なりと云ふを得若し今より十年或は十五年と経て今日と回顧したらんよりは猶我々が今日舊幕時代のとを考ふるが如くならん故に舊來の陋習と思ふものあらば新聞になり演説になり之を論じて天地の公道に基く様になすこそ我々人民の義務なれ然れども此れは陋習なり彼れは公道なりと決定する手本は何れより持ち來るりと問ふものあらば余の之に答へて歐米と手本となせと云はんはとす而して歐米を手本となさんば先づ何より始めんとならば余は又

之に答へて歐洲諸國は立憲政体にして我國は立君獨裁なり先づ立憲政体を手本となすべしと云はんはとす第五智識と世界に求め大に皇基を振起すべしと是れ亦た千金の玉詔なり人の生るゝや智識ならざれば世を渡ると能はず國も亦然り智識なくんば皇基を振起するとも出來ず萬國と交際するとも出來ざるなり我政府は此の聖詔に基き法律と改め教育と盛にし日夜汲々として智識と求めんを苦慮せらる去ればこそ維新以來數年ならざるに電信郵便汽車漁船は勿論諸官省の制度官吏の服制より日用の器具に至るまで一々智識を外國に求めざるなし然れど

も我政府の今一層奮發して政治上の智識をも外國に求め
憲法と設け國會を開かれんと欲す蓋し我政府の理學上
の智識は外國に模倣せらるゝと年一年より速くなれ共政
治上の智識に至ては之と用ゆるを稍や遅きに似たり思に
電信と汽車と汽船とか云ものは効用を成すと速かな
るが故に政府は之と用ゆるを急かるゝならん政治上の
智識は其利益を爲すとは仰々理學の智識より大なれども
効用を爲すと速ならず且之と用ひて人智開進の度に適せ
ざるときは大なる害と生ずるが故に斯くは猶豫せらるゝ
ならん然ども効を成す遅きものは必き永世幸福の種子

となるものなり我政府は永世の幸福を忌まるゝものにあ
らざるべし又我人民の智識とて決して之を負擔する能
はざるにもあらざるべし且皇基と振起せんには先づ政体
を改良せざるべからず然るに今日の儘にて政と執るは決
して皇基を振起する道にあらず故に智識を世界に求めん
とならば宜しく政治の智識をも求むべし皇基を振起せん
とならば先づ立憲政体となし政治の責任は宰相之に當り
天皇は神聖にして責任なしとの制度を立るに若くはなし
御摺文の意味は右に陳べたる如くなれば讀者は既に之を
解せしなるべし右五ヶ條の内第一の骨髓とも云ふべきは

廣く會議と起す万機公論に決すべしとの一個條なり上下
 心を一にするも人心をして倦まざらしむるも陋習を破り
 公道に基くも智識を求め皇基と振起するも皆廣く會議を
 起すと万機と公論に決するどにあれば世の御誓文を捧讀
 するものは宜く此個條に意を注ぐべし
 我勅聖なる明治天皇陛下は常々勅慮と万民保安の道に憚
 せられ立憲政体の貴きを志ろし召すよりして明治八年四
 月十四日元老大審の二院を設けさせられ左の詔を垂れさ
 せられたり世々名高き四月十四日の聖詔と云ふは即ち此
 事なり

朕即位ノ初首トシテ群臣ヲ會シ五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ
 國是ヲ定メ萬民保安ノ道ヲ求ム幸ニ祖宗ノ靈ト群臣ノ
 カトニ頼リ以テ今日ノ小康ヲ得タリ願フニ中興日淺ク
 内治ノ一當ニ振作更張スベキ者少シトセズ朕今誓文ノ
 意ヲ擴張シ茲ニ元老院ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ廣メ大審
 院ヲ置キテ以テ審判ノ權ヲ鞏クシ又地方官ヲ召集シ以
 テ民情ヲ通シ公益ヲ圖リ漸次ニ國家立憲ノ政体ヲ立テ
 汝衆庶ト但ニ其慶ニ頼ラント欲ス汝衆庶或ハ舊ニ泥ミ
 故ニ慣ル、トナシ又或ハ進ムニ輕ク爲スニ急ナルトナ
 ク其レ能ク朕ガ旨ヲ体シ翼賛スル所アレ

明治八年四月十四日

五事の御誓文は維新戦争の際に發せられざるのなれば多
少備はらざる所あるよつき其意を擴充して此の詔を垂れ
させられたり思ふに唯だ廣く會議を興せざるのみにて
は如何なる會議を興せざる、知る可からず然るに此聖詔
には漸次立憲の政体を立て、汝衆庶と俱に其慶に頼らんと
あるを以て見れば他日國會を立てさせらるゝの意味は判
然と詔中に顯はれたり然らば則ち此聖詔は立君獨裁と立憲
政体との區域を判然と分畫せたるものなれば我々同胞兄
弟は能く聖意を捧体し立憲政体を立てんとを勉むべし然

れども詔中漸次立憲政体を立てんとすの玉ふを以て見れば
急速には立てさせられず人智の度を見計らひ其の立つべ
きの度に至らば之を立てんとすのとなるへし明治八年よ
り以來遅々全國の形勢も一變を學術智識も餘程進歩せ
る模様なり之に加ふるに政治の議論も世上に喧ひすま
且つ新聞紙は勿論各地の有志者も皆此聖詔に基き日本憲
法案を起草して私に之を議するもの行く處とせしめらる
るなま日本人民の政治上の智識も既に已に進歩して立憲
政体と立るの度に進みたり我政府が憲法を制定して以て
立憲の基礎を固くせらるゝの日は蓋し遠きにあらざるべ

又右の詔中元老院を設け地方官を召集し等の語あれども元老院と云ひ地方官會議と云ひ名の會議なれども皆官選の會議なれば真正の立法官と云ふと得ず故に余は此聖詔を有難く思ふと同時に今一層確乎たる詔を頂戴して早く憲法を立てたさるものなりとの感と生じたり然るに幸なる哉我々人民は明治十四年十月十二日より至り左の勅語を拜受せり

勅諭之寫

朕祖宗二千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣キ中古紐ヲ解クノ乾

綱ヲ振張シ大政ノ統一ヲ總攬シ又夙ニ立憲ノ政体ヲ建テ後世子孫嗣クベキノ業ヲ爲サンコトヲ期ス嚮ニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ十一年ニ府縣會ヲ開カシム此レ皆漸次基ヲ創メ序ニ循テ歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非ザルハ莫シ爾有衆亦朕ガ心ヲ諒トセヨ
願ミルニ立國ノ体國各宜キヲ殊ニス非常ノ事業實ニ輕舉ニ便ナラズ我祖我宗照臨ノ上ニ在リ遺烈ヲ揭ク洪謨ヲ弘メ古今ヲ變通シ断シテ之ヲ行フ責朕ガ躬ニ在リ將ニ明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ以テ朕ガ初志ヲ成リントス今在廷臣僚ニ命シ假スニ時日ヲ以テ

經書ノ責ニ當ラシム其組織權限ニ至テハ朕親ヲ衷チ
 裁シ時ニ及ンテ公布スル所アラントス
 朕惟フコ人心進ムニ偏シテ時會速カナルヲ競フ浮言相
 動カシ竟ニ大計ヲ遺ル是レ宜ク今ニ及テ謨訓ヲ明徴シ
 以テ朝野臣民ニ公示スベシ若シ仍ホ故ヲコ躁急ヲ爭ヒ
 事變ヲ煽シ國安ヲ害スル者アラハ處スルニ國典ヲ以テ
 スベシ特ニ茲ニ言明シ爾有衆ニ諭ス
 奉

勅

太政大臣三條實美

明治十四年十月十二日

曩きに明治八年四月十四日と以て發し玉ひし聖詔中にハ
 漸次立憲の政体を立てんとのみありて其の何の日に立憲
 政体を立てさせらるゝや知る能はざりしが本年本月本日
 に至り愈よ明治二十三年と期ス國會を開かせらるゝと定
 定まりたり是よ於てか我々人民ハ唯た當り汲々として國會の
 準備ス力むべきのみ嘻々可喜哉是を日本憲法の起原とす

第四章 憲法の組立

余は既ニ憲法の大意と述べ又英國と我國との憲法に就き
 其概略と論じたり此章に於ては汎く憲法の組立と説かん
 とす

憲法の組立は各國同しならずと雖ども立君國にてハ先づ左の如く區別するが適當ならんか

第一 皇權

第二 國會(即ち立法府)

第三 行政官

第四 司法官

第五 國民の權利

第一 皇權

皇權といふ皇帝の有する權利と云ふ政治上の責は宰相之に任じ皇帝は之に關せざるを通例とす皇帝の有する權利は

左の如し

一 皇帝は立法行政司法の三部と總督す

二 皇帝は海陸軍と總督す

三 皇帝は宣戰講和の權と有す

宣戰講和とは外國と戰爭をなし和睦を結ぶと云ふとなり戰爭ハ全國人民の利害に關はるものなれば之を起すの權は國會にありてこそ然るべきに皇帝之を有するは如何にも危きとなりと云ふ人あれども決して然らず凡そ戰爭となすは第一金が入用なり而して此の金は皆

人民の租税より出るものにして租税は國會の議決なしには一厘たりとも賦課するを得ず故に表向きは皇帝に此の權利を與ふるとも實は人民之と握り居るなり且皇帝に此權利を與へ置かねば差支を生ずるとあり戦争と云ふものは神速にせねばならぬものなり然るに之を始むるに先ち議員を集めてぐづぐづ議論などして居る中よは何時か敵兵の爲めに進入せらるゝが如きとあり故に宣戰講和の權は皇帝に與ふるを便利とす

四 皇帝は外國と諸般の條約を結ぶの權あり

但し國財を費すが如き國民に大なる關係あるとの國會の議決を依るべし

五 皇帝は犯罪を宥恕し特赦するの權あり

六 皇帝は通貨を鑄造し爵位勳章と與ふるの權を有す

七 皇帝は國會を開閉し中止し時としては之を解散するとあるべし

皇帝は立法權を總轄するものなれば國會を開閉し中止するは其詔を依るべし又國會は國民

の輿論を集むる所なりとは雖とも時として
 國民の輿論に背くとなしとせず又國安を妨
 るとなしとせず斯の如きときハ國家の主宰た
 る皇帝は之に開散を命じ新たに議員を召集す
 るなり去り乍ら議員を解散するは國家の一大
 事なれば輕をしく之を行ふべからず
 此他皇帝に屬する權利あれども其肝要なる者は之に過ぎ
 す

第二 國會

國會の成立は就てハ世の學者中或は二局議院を可とする

ものあり或は二局議院を利とするものあれば茲には先
 つ上院下院の二つを録すべし其採擇は看者の自由任せ
 ん

上院

上院は下院と共に政府の歳出入租稅國債及諸般の法
 律を議定する所にして其議員ハ皇族華族嘗て敎任官
 たりし者國家に大功勞有し者學位を有する者の内ハ百
 名若くは二百名の數を限り天皇之を特撰し八年を以
 て其任期となし四年に其半數を改撰すべし
 但し年齢三十歳以下の者は議員たると得ざるると

なすべし

下院

下院は上院と共に政府の歳出入租税國債及諸般の法律と議定する所にして其議員の二十五歳以上の男子にして定格の財産と所有するもの中より法律に定めたる撰擧法に従ひ人民の公撰するものとす而し其人員ハ三百名任期は三ケ年となすべし

下院が有する所の權利中にて最も大切なるものハ財政に關する議案を起草せるの權なり又下院ハ政事上のとに就き官吏の失政を上院に彈劾するの權あり又

上院下院ともに議員が議場にて爲したる討論演説の爲めに罰せらるゝとなく會期中及び會期の前後二十日間民事の訴訟を受くるも答辯するに及ばず重罪現行犯にあらざれば議院の承諾を得ずして拘引せらるゝとなき權利と有すべし之れ皆國會の權利を重ずるが爲めなり

右上下兩院を併せて國會と云ふなり國會の組立法は付きては世の學者既よ之と論じ又ハ著述せしものもあり且茲よは唯憲法と立つるの順序を示すの主意なれば之を略す

第三 行政官

行政官の大宰相各省長官より成る其合して事と議するど
 きい之を内閣と云ふ大宰相の衆庶の望より天皇之を撰
 拔し玉ひ各省長官の大宰相の推薦に依り之と任じ玉ふべ
 し且又行政官の諸般の草案を國會に出し又の毎年國費決
 算書を國會に報ずるものとす内閣員の上下兩院の議員に
 兼任すると得ると雖ども國會に對し政務の責にの必らず
 任せざるべからず若し其政務よつき議院の信を失ふとき
 は其職を辭すべきものとす

第四 司法權

司法權の皇帝の總督に屬するものとすして諸裁判所に於て

之と執行するなり往昔政治の未だ進歩せざるときは於て
 是君主自ら司法の大權を握り親ら法廷に臨み訟獄を掌り
 しの各國皆然りしと雖ども人文漸く開くるに従ひ君主の
 決して裁判に關係せず全く法官の手を委するるといふなれ
 り裁判官の君主より命せられたる官也なれども決して君
 主の意思を奉じて裁判するよあらず全く獨立不羈のもの
 なり而して裁判官の過失あらざれば終身其職に任ぜるも
 のとなすべし否らざれば常に君主の旨を伺ひ自分の位地
 と保たんとすために往々不公平の裁判となすとなきにあ
 らず故に終身官となして其獨立の氣象を養ふべし又裁判

の公に行かねば万民の信用を得る能はざるにより刑事と民事とを拘らず必ず傍聴を許すべし

第五 國民の權利

一 國民の法律上同等の權利と有すべし

二 國民の現行犯罪を除くの外法律に定めたる程式に據るにあらざれば拘引せられ若くは其の家屋に侵入し其物件書類と搜索し又の持ち去られざるの權と有す

三 國民の犯罪の場合に於て法律の定むる所の保釋を受くるの權あり

四 國民の至當の償を得るにあらざれば公益の爲なりとも其財産を買上らるゝとなし

五 國民は國安と妨害せざる以上の結社、集會、演說、出版の自由と有すべし

六 國民の皇帝又の何れの官省に向ても直接に疾苦を訴ふるの權と有す

七 國民は何の宗教と問はず自由に之を信するを得

憲法の組立は右の如し然れども之れ唯大略と示すのみ其詳細なるに至ては茲に論じ盡すと得ず

補 通俗憲法論終

四十七
五十二
五十七
五十九
六十一
六十五
六十八
七十一
七十六
七十七
八十一
同
同
八十四
八十五
同

二五三
三二九
九一
一一
二一
一
四
六
同
四
七
九

ものど心得
姿
塾
譽
たとき
織
著
妾
亦
罪
特別
取
朕
武

ものどの心得
恣
熟
舉
たるとき
爛
著
妄
又
責
と
列
持
叔
陸
民

八十九
九十
九十二
九十七
九十八
百二
百七
百十
百十二
百十六
百十八
百二十

一六十三八十八四六五

國王
近時陸下
直に闔國
壇
論
政
と
問
様
棒
威
畫

王國
近時陸下
闔國
擅
繪
制
ん
問
様
棒
威
畫

明治十五年五月十九日板權免許
 同 十六年八月 日出版
 (定價金三十五錢)
 著者兼出版人
 東京府士族
 丸山名政
 神田區淡路町二丁目
 一番地寓
 秩山堂本店
 秩山堂分店
 神田區小川町
 九番地
 日本橋通
 三丁目
 發兌所

明治十五年五月十九日板權免許
 同 十六年八月 日出版

(定價金三十五錢)

著者兼出版人

東京府士族

丸山名政

神田區淡路町二丁目
一番地寓

秩山堂本店

秩山堂分店

日本橋通
三丁目
神田區小川町
九番地

發兌所

秩山堂出版書目

- 堀口昇校閱末廣重泰序黒岩大譯述 定價金六十錢
- 雄辨美辭法
- 堀口昇閱黒岩大譯述 同金五十錢
- 政体各論
- 文學士井上啓次郎先生著述 同金三十五錢
- 倫理新說
- 沼間守一校閱秋葉節三郎著述 同金四十錢
- 集會演說法
- 東京各社諸先生口述 同金二十五錢
- 政治演說討論種本
- 大石正巳校閱久我整正著述 同金三十錢
- 國步艱難論

- 杉山藤治郎著述
- 政治金言集 定價金二十五錢
- 學術
- 政事月報合本 自第一号至第五号 同金壹圓廿五錢
- 東京各社討論筆記 同金十五錢宛
- 同第六七編
- 同自第一号至第五号合本 同金七十五錢
- 城多虎雄校閱野田種七郎譯述
- 新聞演說自由論 同金四十五錢
- 西村玄道譯述
- 西洋討論軌範 同金四十五錢
- 丸山名政著述
- 增補國會之準備 同金二十五錢
- 民權政黨盟約全書 同金二十五錢
- 官權

- 歷制官吏言行錄 定價金二十錢
- 社會風潮論 同金二十五錢
- 音曲獨稽古 同金二十五錢
- 現民權家品行錄 同金二十錢
- 今民權家品行錄 第一ヨリ二迄
- 改進黨員政談演說筆記 同金二十錢
- 官權兩黨演說筆記 同金十錢
- 民權 同金二十五錢
- 五大新論 問答 同金二十五錢
- 聞記者 同金二十五錢
- 中島信行題字丸山名政著述 同金二十五錢
- 通俗憲法論 同金二十五錢
- 新聞穴探 同金二十錢
- 附記者品評 同金二十錢
- 中掌論士必携 同金十五錢
- 一名民權家是非入用

- 諸大家筆戰錄 定價二十五錢
- 佛國革命原因論 同二十錢
- 愛國者必携 同十五錢
- 府縣會規則備考 同十錢
- 全合本 同二十五錢
- 金儲獨案內 同十錢
- 吾妻新聞合本 同三十五錢
- 討論題集 一ヨリ三迄 同五錢
- 色事の教 同十錢
- 明治高名一覽 同六錢
- 東京諸學校一覽表 同七錢
- 飲食店評判記 同十錢

- 春色花歴 定價十三錢
- 今姐妃於百の傳 同十三錢
- 富士の白雪 上下出板 同十三錢
- 政黨穴探 同八錢
- 民權双六 同十五錢
- 東北自由黨員列傳 同十五錢
- 改正徵兵令 同十二錢
- 陸軍刑法 同十二錢
- 日本演說者一覽 同六錢
- 東京醫者大學者一覽 同五錢
- 改正徵兵令 同十五錢
- 追加 附のかれ法

- 演說討論筆記法 定價二十五錢
- 會議說教 同五錢
- 改正新聞條例解
- 日本國會道中記
- 一九原著

- 賣色安本丹 同二十五錢
- 道人不可かく 同十五錢
- 改正愛國者心携 同十五錢
- 增通俗憲法論 同三十五錢
- 補願規則注解
- 仲仙道瀛車賃錢時間表 同五錢
- 福島高等法院公判傍聽記 同五錢
- 事件 第一号ヨリ五号迄

大賣捌

横濱港太田町

萬字堂

府下賣捌書林

芝區三島町

山中市兵衛

日本橋通り三丁目

丸善書店

京橋南鍋町

兎屋誠

麴町區飯田町

武田平治

神田區さし町

巖々堂

京橋區木挽町一丁目

萬字堂本店

日本橋區ひもの町

加藤正七

神田區五軒町

小笠原書房

日本橋區横山町

内田彌兵衛

全區通旅籠町

東生龜次郎

京橋區銀座四丁目

山中喜太郎

全區全三丁目

山中孝之助

芝區新櫻田町

春陽堂

神田區小川町

東生鉄二郎

全表神保町

開新堂

全全町

欠盛堂

芝區日影町通り

二三屋三二

| | | |
|-------|--------|-------|
| 日本橋區通 | 油町 | 水野慶次郎 |
| 同元大坂町 | 法木 | |
| 芝區琴平町 | 靜霞堂 | |
| 同露月町 | 上田屋書店 | |
| 同柴井町 | 土屋忠兵衛 | |
| 銀座三丁目 | 開新社 | |
| 日本橋區通 | 出雲寺萬次郎 | |
| 同本町 | 柳川梅次郎 | |
| 同 | 金湊堂 | |
| 新芳町 | 良明堂 | |

| | |
|---------|-------|
| 同通一丁目 | 大倉書店 |
| 同 | 自由閣 |
| 日本橋區馬喰町 | 石川治兵衛 |
| 牛込通寺町 | 深野書店 |
| 南傳馬町 | 有隣堂 |
| 日本橋區西河岸 | 須原鐵二 |
| 銀座四丁目 | 博文社 |
| 京橋瀧山町 | 報告社 |
| 本石町 | ハルヤ喜平 |
| 南でんま町 | 小林新兵衛 |

上吉那北安伊藤橫三同同原湯同同小相蝶肥松下三熟
濱古條勢澤須浦木本綠田夕田崎田島海
總房原賀村町原摸野村

安山山 山川竹渡高愛米福石米伊 九柿內平塚今
喜崎下 田上川邊梨甲屋住 屋喜鳥由野屋又半
真屋長安 淺九新五與屋新九 兵喜宇又三久三太
新四兵衛 次兵四左右忠兵 衛衛衛衛衛 衛吉郎七郎夫

結八佐同成野同同千同佐下茂茂幸佐鶴小同本同木成東
城日倉 田田 田田 業原 田原 貫町 舞田 納 更津
市場

長木中關大八乙藤立三正 杉松本小石伊和木織鈴安能
島屋井川塚百 屋亥鏡真堂 田田屋松制丹國屋本木井勢
屋嘉藤藤源屋亥鏡真堂 屋屋喜左長一庄兵市吉物衛
平兵右右右金次 衛衛衛衛衛 衛衛衛衛衛 衛衛衛衛衛
八衛門門門藏社郎舍助

前同同高上高須同白稻同同小同同境取銚同多竜流古
橋崎野坂田荷山 諸 手子古ヶ山河
崎野

島成煥竹 失山下依井田田小相水藤高坂飯東土岡博青
屋心平輝 島下八儀三孫中中場琴松木本田國屋勘利文國
喜堂源 金右工衛郎一門次衛門吉郎助次郎衛衛堂郎
郎作堂八

同水常水同同同枋同同字下安太沼佐富同館境桐同同
水海陸道 木 都宮野 中田野岡 林町生

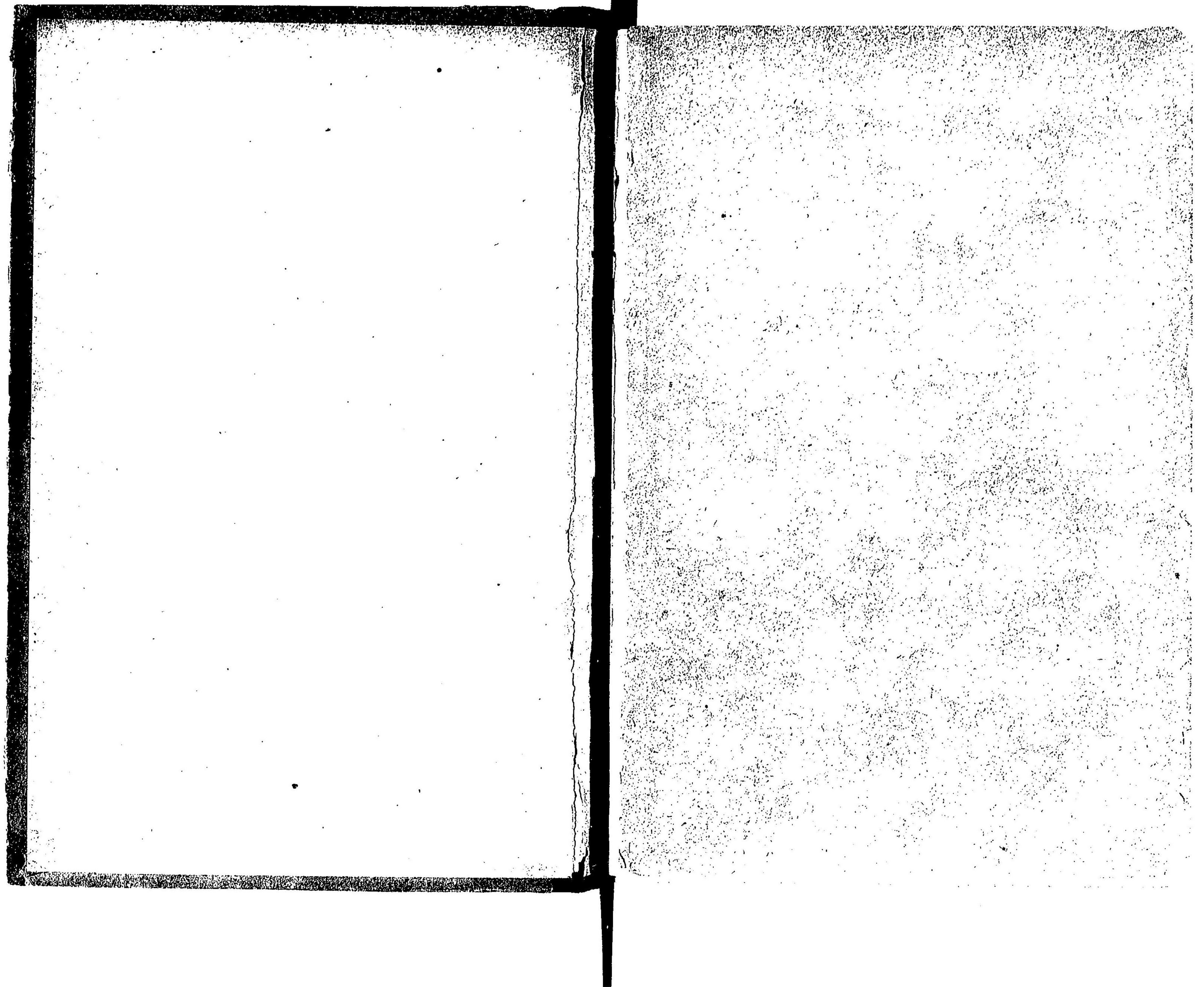
須原屋安次郎 新々樂屋儀右衛門 叶屋林八甚平郎 菅田萬佐
竹屋吉右工門 樂屋儀右衛門 屋林八甚平郎 田中庄太郎 萬年屋忠兵衛
須原屋安次郎 新々樂屋儀右衛門 叶屋林八甚平郎 菅田萬佐
竹屋吉右工門 樂屋儀右衛門 屋林八甚平郎 田中庄太郎 萬年屋忠兵衛

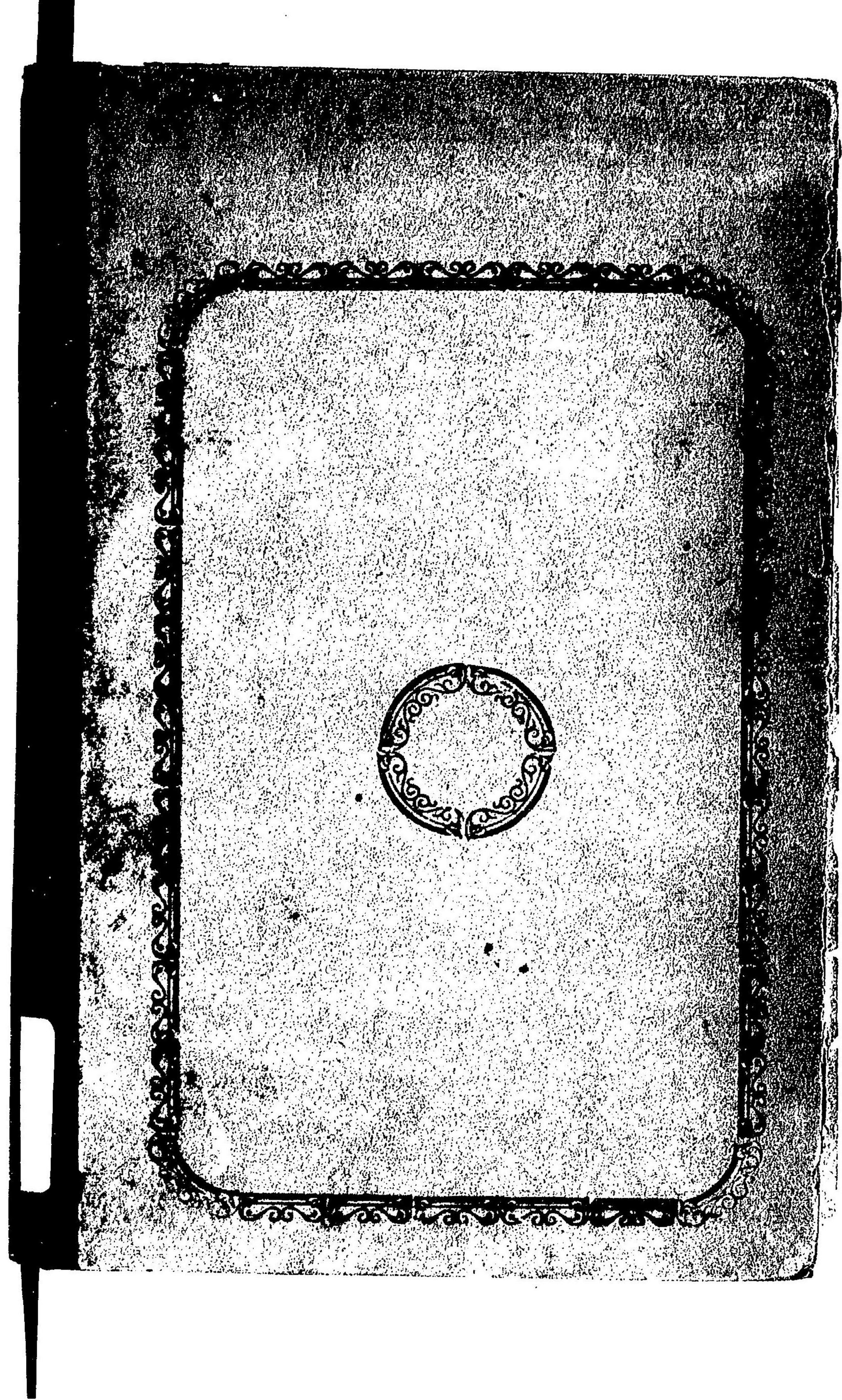
同日町

地主文藏
地主勢二
平田彌平治

十日町
上ノ山
谷地

中川久助
萬利七
田宮五郎





特28

249

031698-000-2.

特28-249

通俗憲法論 (增補)

丸山 名政/著

M16

BBE-0325

